

第四百十二回
会

参議院経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会会議録第二号

平成十年五月二十五日(月曜日)

午後零時四十五分開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

牛嶋 正君

海野 義孝君

緒方 靖夫君

山下 芳生君

補欠選任

大森 礼子君

武田 節子君

須藤美也子君

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

斎藤 文夫君

太田 豊秋君

林 芳正君

吉川 芳男君

平田 健二君

加藤 修一君

石井 道子君

小山 孝雄君

田村 公平君

植崎 泰昌君

成瀬 守重君

平田 耕一君

保坂 三蔵君

今泉 昭君

小島 慶三君

大森 礼子君

武田 節子君

梶原 敬義君

谷本 巍君

須藤美也子君

橋本 敦君

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

中小企業庁長官

中小企業庁計画部長

事務局側

常任委員会専門員

参考人

株式会社三和総合研究所調査部長

株式会社野村総合研究所主席研究員

全国銀行協会連合会一般委員長

社団法人全国地方銀行協会一般委員長

全国中小企業団体中央会副会長

大阪商工会議所副会頭

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

堀内 武三君

萬壁 寛明君

リチャード・クレーン

中原 眞君

大久保敏治君

古川 敏一君

小池 俊二君

本日の会議に付した案件

○中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査

(派遣委員の報告)

(経済対策、中小企業の経営状況及び中小企業金融に関する件)

○委員長(斎藤文夫君) ただいまから経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、牛嶋正君、海野義孝君、緒方靖夫君及び山下芳生君が委員を辞任され、その補欠として大森礼子君、武田節子君、須藤美也子君及び橋本敦君が選任されました。

○委員長(斎藤文夫君) 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今の不良債権問題への対応や、本年四月から導入された早期正措置により、いわゆる貸し渋りという事態が深刻になっており、また、最近の金融システム改革の動きを契機として、金融機関による取引先選別強化の動きがあらわれてきていることから、間接金融に依存せざるを得ない企業の資金調達は引き続き大変厳しい状況になることが予想されております。

一方、中小企業信用保険法を初めとする中小企業金融関係法律における中小企業者等の範囲については、昭和四十八年以降改定されておらず、特に卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準が実態に比べて低くなり、本来であれば中小企業として扱われるべき企業が金融支援を受けられなくなっていることが問題となっております。

そこで、中小企業金融対策において、本来対象とすべき企業の資金の融通の円滑化を図る必要があることから、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、環境衛生金融公庫法及び中小企業倒産防止

共済法における中小企業者等の範囲を改定し、卸売業の資本金基準を三千万円以下から七千万円以下に、小売業及びサービス業の資本金基準を千万円以下から五千万円以下に引き上げるものであります。

第二は、中小企業信用保険法及び中小企業金融公庫法における中小企業者の範囲について、それぞれの業種の実態に応じ、政令で特例を設けることができることとするものであります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤文夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うことといたします。

○委員長(斎藤文夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に参考人として、株式会社三和総合研究所調査部長萬壁寛明君、株式会社野村総合研究所主席研究員リチャード・クレーン君、全国銀行協会連合会一般委員長中原眞君、社団法人全国地方銀行協会一般委員長大久保敏治君、全国中小企業団体中央会副会長古川敏一君、大阪商工会議所副会頭小池俊二君、以上の六名の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(斎藤文夫君) 経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査を議題といたします。

す。
まず、去る十八日、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。

第一班の報告をお願いいたします。林方正君。
○林方正君 自民党の林方正でございます。第一班の報告をさせていただきます。

去る五月十八日、経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査に資するため、静岡県静岡市において行われました地方公聴会における公述人の意見陳述及び質疑応答について御報告を申し上げます。

派遣委員は、斎藤委員長、田村委員、成瀬委員、平田委員、保坂委員、今泉委員、前川委員、牛嶋委員、海野委員、梶原委員、緒方委員、島袋委員及び私、林の十三名でございました。

まず、静岡県中小企業団体中央会会長の井上光一公述人からは、地方経済は予想以上に悪く、即効性のある対策の実施が必要であるが、不況期間が長過ぎたために経営者に気力がうせれており、さらなる景気追加策を切れ目なく実施することが肝要である。また、四兆六千億円の所得減税の効果はあらわれておらず、法人税の軽減を含めた恒久減税措置が有効である。貸し渋りの状況については、都市銀行において顕著であるのに対して、政府系金融機関は協調融資等でその対応に効果を発揮しつつある。また、大店法の廃止に伴い、新たな法体系の中での町づくりに不安を感じており、大店立地法及び中心市街地活性化法の制定、都市計画法の充実等によって中小小売商業の発展に配慮を願う旨の公述がなされました。

次に、中小製造業代表の静岡県家庭紙工業組合理事長及び全国家庭用薄葉紙工業組合連合会理事長長佐野廣彦公述人からは、静岡県は中小企業を中心とした家庭紙メーカーの集積地であり、特にトイレットペーパーの生産量は全国のおよそ四割を占めており、ほとんどが古紙の再生紙である。市場は大企業の参入によって生産過剰となっており、過剰在庫による市場価格の暴落で中小家庭紙メーカーは経営状況が一段と悪化している。このため、中小企業信用保険法の特定業種の指定を受けているが、経営資金として保険限度額に不満の企業が多い。また、昨年末以来の円安の影響で、古紙を原料としている中小メーカーでは、燃料費の上昇により製造コストが上昇し、製品価格の上方修正の原因となっている旨の公述がなされました。

次に、中小小売業代表の静岡県商店街振興組合連合会理事長御園井宏昌公述人からは、これまで幾たびか景気対策が講じられてきたが、小売業には効果は余りなく、抜本的対策が必要である。特に、昨年の消費税引き上げで売り上げは伸びず、中小小売業はデパート業界以上に困っている。また、金融関係については、土地の担保価値が低下しているため、銀行が貸し出しの回収を始めており、新しく創設される特別貸付制度を早急に実施してもらいたい。流通については、現在大型量販店が無差別に郊外に出店しており、中心市街地の活性化を阻害している。再開が進展しないことも中心市街地に打撃を与えており、駐車場の有無により中心部と郊外との格差が拡大している旨の公述がなされました。

次に、労働者代表の日本労働組合総連合会静岡県連合会会長の石井水穂公述人からは、静岡県内の有効求人倍率は全国に比べて若干高いが、かなり冷え込んでおり、直接雇用労働者にもかなりの影響が出ている。また、景気回復の観点からは、六兆円減税の恒久化を要求しているが、少子・高齢化社会への対応を考えると、限られた正規雇用労働者で社会保険料を負担しなければならなくなるため、恒久減税では不十分で、税率の抜本改正が必要である。その際、特に自己資産を充実させる必要のある三十歳から五十歳の世代に対する税率の引き下げが重要な政策テーマとなる旨の公述がなされました。

以上、公述人からの意見陳述に関して、主に次のような質疑応答がなされました。
まず、中小企業者と金融機関との付き合いの中

で推察される貸し渋りの理由、地方銀行及び信用金庫の貸し渋りの実態について質疑がなされたところ、貸し渋りの要因には、担保価値が少なくなっているなどの担保に見てくれない場合、また銀行が格付に気を使い本来の貸付業務において危険を避けている場合などがある。また、地方銀行等は地縁や長い取引関係があるので、都市銀行よりは貸し渋りは少ない。なお、政府系金融機関及び信用保証協会は役立っている旨の答弁がありました。

また、失業率が三・九%になった今日、新たな雇用対策が必要ではないかとの質疑がなされたところ、雇用の流動化、失業なき労働移動に当たっては生涯保障の流動化のための環境整備が必要である。また、その流動化を法律で縛るべきか否かについて世論を形成していく必要がある旨の答弁がありました。

また、最近の景気の低迷は国民の先行き不安感に大きな要因があり、国民の元気が出る方策について質疑がなされたところ、国民の可処分所得の増大が必要であり、最優先で減税措置を講じなかったことが一番の問題である旨の答弁がありました。

さらに、商店街の衰退理由及び活性化策について質疑がなされたところ、商店街の後継者がいなくなり、自然淘汰されていることが中心市街地の空洞化に拍車をかけている。また、固定資産税の関係で賃貸料が余り下がらないため、よいテナントが入らず、物販中心の本来の商店街がなくなりつつある。商店街活性化のためには都市計画上の用途地区の色分けを明確に守ってもらいたい旨の答弁がありました。

なお、公述人の意見陳述終了後、坂本静岡県副知事から、中小企業金融制度における中小企業の資本金上限額の引き上げに際しての旅費等の従業員規模の改善、離職者の再就職促進のための施策の充実等について要望がありました。

○委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。次に、第二班の報告をお願い申し上げます。吉川芳男君。
○吉川芳男君 次に、栃木県宇都宮市において行われました地方公聴会における公述人の意見陳述及び質疑応答について御報告申し上げます。

派遣委員は、太田理事、平田健二理事、加藤理事、石井委員、小山委員、宮澤委員、谷本委員、山下委員及び私、吉川の九名でございます。

まず、栃木県中小企業団体中央会会長の橋本吉夫公述人からは、昨今の栃木県の中小企業を取り巻く経済状況は大変厳しいものがある。特に建設、土木はここの四月以降、公共事業の新規発注は全くないというのが現状である。その他の業種も同様で、自動車の販売、商店街の売り上げ等の減少に伴い、自動車製造下請業者、中小小売業者は大変厳しい経営環境に立たされている。求人倍率もそれに伴い大きく落ち込んでいる。企業の資金調達については、貸し渋りは都市銀行で特に厳しいものとなっている。融資の決定権が支店から本店に移るとともに、赤字企業には貸さないという貸し出し姿勢がうかがえる。貸しても戻って来ず、融資限度額は土地等不動産担保の下落により縮小している。これに比べて地銀、信用金庫は比較的協力的であり、また、商工中金、中小企業金融公庫等政府系金融機関も協力的である旨の公述がなされました。

次に、中小製造業代表として株式会社湯原製作所代表取締役社長湯原正年公述人からは、自動車関係の下請企業を例にとれば、自動車の販売不振を背景に親会社からの受注条件が厳しいものとなっている。特に本年四月からは受注が激減、また、その受注も価格引き下げ要求、多品種少量要求など条件が厳しくなっており、そのための設備投資負担が大きな経営圧迫要因となっている。そうした状況のもと、比較的競争力のある優良企業と経営難に陥っている企業との二極分化が進んでいる。資金調達については、借り入れのための手

続、審査が一層慎重になっており、手続の煩雑さや審査の長期化により、事実上借りられないという事例も生じている。こうした状況は、昨年四月以降の特別減税打ち切り、消費税の引き上げ等に伴う国民負担増にあると考えられる。政府は税制を中心に思い切った景気対策を打ち出してほしい旨の公述がなされました。

次に、栃木県商店街振興組合連合会理事長琴寄真之介公述人からは、商店街はバブル崩壊後、長期の売り上げ不振に陥っている。原因は、不景気と数次にわたる大店法の緩和、大型店の郊外立地の激化によるものである。特に中心市街地の商店街は、大型店の撤退等により空き店舗化が進み、衰退が著しい。さらに、昨年四月以降の国民負担増が売り上げ減に拍車をかけている旨の公述がなされました。

次に、日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長皆川保雄公述人からは、県下の労働者を取り巻く経済環境は厳しい。賃金は伸び悩み、可処分所得も昨年四月以降の国民負担増で目減りしている。家計消費支出も教育費の負担増が他の消費支出にシワ寄せをしており、これが購買不振につながっている。雇用環境も悪化、特に中高年者の多い下請中小企業労働者の雇用状況は悪化が著しい。親会社からの受注減や製品単価切り下げ要求等を背景として、リストラにさらされている。原因は昨年四月以降の国民負担増にあり、消費税引き下げのほか、恒久的な所得減税、中高年者の雇用促進、雇用関係給付金の充実策を講じてほしい旨の公述がなされました。

以上、公述人からの意見陳述に関し、主に次のような質疑応答がなされました。

まず、政府の経済対策に関して、現在の景気状況の評価と先行き見通し、政府の経済対策の評価について質疑がなされたところ、現在の景気は非常に厳しいことを改めて政府も認識してほしい。四月二十四日の十六兆円に上る総合経済対策は一時的効果にすぎない。公共事業の早期前倒しと発注の促進、中小企業に配慮した思い切った経済対

策などが必要である。昨年四月の国民負担増は時期を誤ったものであり、特別減税の打ち切りや消費税五％への引き上げが景気悪化を招いた。経済対策としては金融支援よりも仕事をふやす政策を打ち出してほしい旨の答弁がありました。

また、消費税のあり方についての質疑がなされたところ、消費税自体の中長期的引き上げについては、税制の抜本的改正の一環として検討していく必要性を認めるが、昨年の五％への引き上げ措置は景気に悪影響を与え、早急に撤回すべき旨の答弁がありました。

また、金融機関の貸し渋りの実態及びその防止策について質疑がなされたところ、赤字企業には貸さないというのが金融機関、特に都市銀行の貸し出し姿勢であり、業績のよい優良企業しか経営資金を借りられないというのが実態である。こうした融資態度は、バブル崩壊後における担保不動産の価値下落に起因するだけでなく、BIS規制や早期是正措置といった金融制度、金融政策上の制約もその一因であると思う旨の答弁がありました。

また、大型店の出店状況、商店街、中心市街地の具体的な活性化対策、大型店の郊外立地規制の必要性、商店街の今日的役割等について質疑がなされたところ、中心市街地に立地していた大型店は、店舗面積、駐車場等の制約で大型店同士の競争に敗れ撤退する事例が多い。商店街活性化には地元への努力も必要だが、町づくりをリード、推進していく人材の確保、育成がぜひ必要である。また、大型店の郊外立地に対する歯止めはぜひお願いしたい。商店街の今日的役割は決してなくなっているはず、町の伝統・文化の担い手や人の交流の場としての役割は依然有しているほか、大型店にはない消費サービス提供者として、高齢者など地元消費者のニーズに積極的にこたえていく役割を担っている旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。
○委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。

以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、経済対策、中小企業の経営状況及び中小企業金融に関する件につきまして、参考人から御意見を求めることといたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、本日、大変御多忙の中にもかかわらず、本委員会にお越しをちようだいいたしましたことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

御承知のとおり、現下の我が国経済はまことに厳しい状況に立ち至っております。本特別委員会では、こうした厳しい経済状況を立て直し、また中小企業の支援策を検討するため、先般、四月三十日、参議院に設置されたものでございます。

本日は、参考人の皆様から、我が国の経済対策のあり方、不良債権や金融ビッグバンに対応した金融政策や銀行経営のあり方、中小企業の経営状況や資金調達状況などについて忌憚のない御意見を賜り、今後の委員会活動の参考にさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず斎藤委員参考人からお願いいたします。斎藤参考人。

○参考人(斎藤明君) 斎藤でございます。私からは、景気の現状判断を行った上で、今回の総合経済対策の評価に移り、しかる後に、今後予想される景気のシナリオを提示したいと存じます。レジメでは最後の方に若干中長期的な視点を触れておりますけれども、時間の関係では質疑応答の方に回すことになるかと思っております。

まず、昨年十一月の実質経済成長率がマイナスの〇・七％になったわけですが、この一・三ヶ月にすぎないにもかかわらず、公表されております各種統計などから判断してまいりまして、〇％ないし若干のマイナス成長を記録した公算が大きいと考えております。

二四半期連続してマイナス成長を記録いたしました。米国ではリセッションと申しますけれども、その定義によりまして、まさしく日本はリセッションに入っているというところでございませう。

こうした状況を生んだ背景といたしましては、そもそも資産デフレのさなかであった日本経済が、多少回復の兆しが見えた段階で財政再建に軸足を移すような政策、すなわち消費税引き上げほか合計九兆円の個人から財政部門への所得移転を行った。そのことによってすっかり国民の消費意欲が冷えてしまったこと、これが第一に挙げられると思っております。第二に、昨年秋季に大型の金融破綻を経験し、先行きに対する不透明感が各経済主体の間で増幅してきたこと、これが挙げられると思っております。

財政再建につきましては、いずれ手をつけなくてはならない問題であったと認識をしておりますので政策選択としては間違っていないとは思いますが、タイムリングを読み間違えたために政策が逆噴射を起こしたというのが実感でございます。

その結果、経済は現在大変な需要不足に陥っているわけでございます。資産デフレに加えて、フローのデフレに突入しかねない状況になってきております。卸売物価を見ますと、昨年八月から九月月連続で前月比マイナス。消費者物価も弱含んでおります。いずれ卸売物価の低下の影響が消費者物価にも波及してくるものと思われまします。

また、最近注目されますのは、マネーサプライあるいは広義の流動性といった金融指標でございますけれども、二月月連続して大幅に前月比で低下を見せていることであります。いわゆる信用の収縮と呼ばれる現象が発生しているように思われます。

こうした一連の動きが本格化したとしますと、需要の減少、物価の下落、それが企業の売り上げの減少になり、それが企業収益を圧迫し、雇用調整を起す、この雇用調整が新たな需要の減少とな

という、いわゆるデフレスパイラルに陥る。今はまさにその瀬戸際に立っているという状況かと思ひます。

そうした中で、経済対策十六兆円余りの決定を見たのでありますが、既に超低金利政策が大分継続しておりますために、金融政策はその余地並びに効果面において既に限界にきている。そういう状況でありますだけに、財政政策の発動は当然と理解しております。

問題は、その効果であります。真水十二兆円というところで、それだけのお金が投入されるのですから効果のあることは疑いありません。しかし、公共投資を初めとした財政の刺激策にはそれ単独の効果でなく民間需要に対する呼び水効果が期待されるわけでございますが、現在の局面ではこの後者の効果について過大な期待を寄せるのは無理ではないかと思っております。

まず、今までの経済対策が打たれた局面との決定的な相違というのは、金融システム不安に起因いたしますところの社会不安でございまして。定量化することは不可能ですが、企業、個人、各経済主体ともコンフィデンスクライシスに陥っているように思ひます。

次に、近年の経済対策でございます。九五年九月の大型経済対策、このときには九六年度に三％を超えるパフォーマンスをもたらしたわけでございますが、あの局面と現在とを同列に論じることができないと存じます。当時は、対策と前後いたしました住宅投資ブームが沸き上がりまして、これは消費税率引き上げ前の駆け込み需要によるものでございまして、対策の有無とは関係が薄いと思われまふ。また、他の需要の地合いを見てみましても、パソコンではウィンドウズ95とか携帯電話の急激な普及でありますとか、情報関連の設備投資や情報関連の個人消費もまずまずの底力を當時は持っていたと、そう思うからであります。そうした事実を引き比べまして、現状は投資、消費ともリードする主役が存在しておりません。

むしろ余りに物がさげばいけないために在庫率は平成不況突入以来の最悪のレベルに達しております。ちなみに、在庫率水準を見ますと、大体一貫して二〇〇レベルでございましたけれども、現在は鉱工業全体で二一〇、建設財では一七〇、資本財では一六五というレベルでございまして。公共投資で資材の発注があつても一義的には在庫の取り崩しで対応されるために、生産にはそれだけおくれ波及する地合いになっているということでありまふ。

また、潜在成長率と現実のGDPとの乖離、いわゆるデフレギャップを私どもなりに試算してみますと、九五年半ばごろでは約三％、それが足元では六％程度に拡大しているものと思われまふ。これも公共投資が民間需要を誘発する際の制約要因になると思われまふ。また、需要不足がそれだけ大きいわけですから、対策の規模の割に回復感が乏しいという感じになる結果ではないかと思ひます。

レジュメの中では中期構造要因として三点指摘しておりますけれども、そのうちの二つ、公共投資の乗数とバランスシート調整についてはよく聞く議論でございますのでとりあえず割愛させていただきます。二点目の企業の期待成長率の低下を問題にしたいと思ひます。

この春実施いたしました経済企画庁の企業行動に対するアンケート調査、これによりまして向こう三年間にわたる企業の期待成長率は一・四％まで低下してきております。換言いたしますと、仮に投資をしてもそのリターンというのは一％半ばかりな状況でございまして。片や中期的な借入金利というのは二％半ば、あるいはそれを多少上回るという状況でございまして、仮にキャッシュフローが来ますと、返済に回した方が企業にとっては合理的な行動になるという状況があるわけでございまして。民間投資を誘発しない理由はこのにも存在するということと考えております。

次に、減税の効果に移りたいと存じます。

二月に所得税減税があつたにもかかわらず、消費性向が上昇したというニュースはまだまだ皆様のお耳に新しいと存じます。実は、これと同じ現象が九四年に五・五兆円の減税を実行した際にも生じているのであります。個人が所得のうちどれだけ消費に回すかという最大のポイントは、その所得が将来にわたつて安定的に入ってくるかどうかという点でございまして。通常、月給に対する消費性向は高く、ボーナスに対する消費性向は低いのが常でありますけれども、一時所得というのがボーナスと同様に受けとめられるというわけでございまして。

加えますに、現状は、将来に対する不安というものが消費者の心理の周りに山積しております。向こう一年間を見ても、みずからの職場が確保できるのかという雇用不安が非常に高まっております。最近の失業統計を分析してみますと、世帯主の失業が徐々に拡大の兆しを見せておりまして大変不気味でございまして。また、私どもの試算でございましてけれども、最近企業収益が圧迫されまして過去のトレンドを上回つて労働分配率、いわゆる付加価値のうち個人の取り分が上昇しておるわけでございまして、これを仮に九〇年代の平均まで企業が圧縮したらどういふことになるか、それを調整圧力と見まして試算してみますと、企業内の過剰雇用というものは約百八十万という一応結果を得ることができまふ。現在の失業者は実際は二百八十万弱でございまして、百八十万ということとはそれだけ雇用調整圧力が強いということでございます。片や、日本型雇用環境あるいは労使関係というものが存在するといへば、雇用をめぐる環境は大変厳しく、先行き不安感を原因とした生活防衛型の貯蓄、パターンというのはそう簡単には是正されない可能性が高いと思ひます。

以上、公共投資並びに減税の効果についての評価をしてまいりました。これらを踏まえまして今後のシナリオをラフに描いてみますと、レジュメにお示したような姿かと存じます。

経済対策の効果は幅を持ってとらえねばなりま

せんが、一から一・五％程度GDPを押し上げると見られます。効果発揮の時期は夏場も遅いころと見ております。その結果、年末から年度末にかけては現状の不況感が徐々に薄らぐことが予想されます。ただ、るる指摘してまいりましたように、民間需要に火がつくという要素はなかなか見当たりにませんので、明けて九九年度が自律回復の年になるのか、あるいはこし打つたようなさらなるカンフル剤を必要とするのか、その判断にはもう少ししばらく景気の地合いをじっくりと見る必要があろうかと存じます。

冒頭での意見陳述は以上にさせていただきます。

○委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。

次に、リチャード・クー参考人をお願いいたします。クー参考人。

○参考人(リチャード・クー君) 御指名のありましたクーと申します。

私も日本経済の実態は大変厳しいものだという理解をしておりますが、私の立場上、国際的に見て、つまり内外から見た、または投資家、市場という視点から見た日本経済がどう見えるかという視点でお話しさせていただきたいというふうに思ひます。

私も日本経済の流れについては、特に政府の政策には大変批判的だった一人だったわけですが、私も、私は、十二月以降に幾つか打ち出されていく政府の政策は、すべてとは言いませんけれども、幾つかかなり評価に値するものがあるのではないかと今思ひます。特に金融救済策、そして十六兆円と言われる財政の出動というのには私は方向としては正しいというふうに思ひますが、残念なことにはこの金融または財政もそうですが、海外で、これは内外で言つた方が近いかもしれませんが、大変誤解されております。これが誤解されている結果、海外の日本に対する見方は極めて悲観的になっている。

私も三週間前ワシントンに行く機会がありまし

て、いつものとおりFRBに電話してアポをとったわけですが、もう十何年つき合っている向こうの局長が、私が電話に出た途端、あんたまだタイタニックに乗っているんですかという声を上げたくらい、それは本気に心配していたんです。日本はこのままだらめちやんちやんになるんじゃないかというくらい懸念を海外の投資家、これはアメリカに限らず全世界で持っております。

そうなりますと、日本でそれなりの対策が打たれているにもかかわらず、海外が一部誤解に基づいて非常に日本に対して悲観的になりますと、円安、株安というものが進行するわけですが、円安、株安は両方とも日本の銀行の自己資本を直撃します。円安の場合は、日本、特に都銀が持っている海外の資産を円安の分だけ大きくしてしまいますから、これはドル建て資産ですから円安になった分だけ海外の資産が大きくなってしまふ。そうすると、足りない自己資本に対して資産がさらに大きくなりますから、そこで貸し渋りを強いられる。一方で、株安は銀行の自己資本を直撃しますから、これも貸し渋りにつながる。

円安だけ見ても、かなりラフな試算ですが、為替が一円円安になることによって貸し渋りが一兆円ふえるという計算になります。そのくらい邦銀が持っているドル建て資産というのは大きい。これに株安が加わりますと、最近円安と株安の相関は〇・九という大変高い相関係数を出しているわけですから、そうすると、円安になると株安になる、また円安になると株安になる、こういう状況ですから、これが銀行に与えている影響というのは大変大きなものだと思います。もちろん、円安は一部輸出企業にはプラスになりますが、一円一兆円くらいの規模で貸し渋りが進む。これに株安をくっつけますと一円一兆円どころかその何倍のプレッシャーになりますから、それで日本経済が本当に回復するのにかという非常に大きな問題が出てくるわけがあります。

もう一方の財政ですけれども、公共事業中心の財政は、いろいろ異論はありますが、私は

一応正しいというふうに思います。

減税という議論もありますが、これが十一月前だったら、大型金融倒産が起きる前の状況であれば減税も機能したと思いますし、また大変大幅な減税、国民がびっくりするくらい規模の減税であれば、これはそれなりのショック効果といえますかアナウンスメント効果で、人々が人生の計算を全部やり直すくらいのことであればそこに一つ大きな効果があると思いますが、今議論されているような規模の減税ではむしろほとんどが貯蓄に回ってしまうのではないかと気がします。

一方で、公共投資の方はこれは必ず使われるわけですから、これで中央突破を図るべきではないか、その上に減税が乗っかっている、公共事業がメインで減税がサブという形が現時点では一番いいのではないかと気がします。

公共事業に関しては、変なプロジェクトばかりつくってむだ遣いが多いからこういうのはやめるべきだという声が非常にたくさんあるわけですから、それはいいプロジェクトがあればそれにこしたことはないわけですが、景気回復というのは死活問題であります。いいプロジェクトか悪いプロジェクトか、これはぜいたくな話であって、いいプロジェクトがないからやるべきではないというほど日本経済に余裕はないのではないかと気がします。いいプロジェクトがあればそれにこしたことはない、しかしこのまま景気がおかしなままになっていきますとそれこそ大変なことになりますから、そういう意味ではできるだけいいプロジェクトを選ぶという前提でとにかく財政はやっていただきたいというふうに思います。

ただ、財政を幾らやっても、一方で円安になり株安になりそれで銀行の貸し渋りが進んでしまふという状況になりますと、全部そっちで相殺されてしまふリスクがあります。今そういう状況になっているのではないかと気がする。今そういう状況になっていないかというのが私の危機感です。例えば一円で一兆円ということになりますと、ここ数日間での円安、百三十六円とか百三十七円とかそっちの方向へ行っているわけですが、

そうなりますとここ数週間での円安だけでも何兆円の銀行の貸し渋りにつながるといえることですから、一方で政府が一生涯財政支出をふやして景気を浮揚させようとしても、もう一方の方で崩れてくれば結局は何の意味もなくなってしまう。

そこで、海外が日本に対して持っている懸念、これをどうやって払拭するかということになってくるわけですが、例えば金融問題で海外の論調、これはアメリカの財務省の論調も含めてですけれども、多くの銀行にいい悪いを問わずに公的資金をつぎ込んだのはおかしいではないか、いい銀行と悪い銀行に分けて、悪い銀行は舞台からおりてもらい、残ったいい銀行に資金投入して、それで健全な金融システムをつくるべきだという論調が海外には依然として非常に強いわけがあります。ただし、この点に関して、日本が置かれていた去年の十一月、十二月から二月ぐらいまでの状況というのは、そういう選択肢を許さなかったのではないか。先ほど申しましたように、私も三週間前にワシントンを回ってこの点を非常に強く強調してまいりました。

つまり、普通の金融不安の状況であれば、いい銀行と悪い銀行と分けて、悪い銀行をつぶしていい銀行に支援してそこからスタートすればいいわけですから、その場合、悪い銀行の預金者はどうするか。これは預金保険で対応できる。その銀行から借りていた人たちはどうするか。そういう貸出資産は売ればいいわけですから。そういうと、その業界に入れたかった人、そういう企業に貸し出しをふやしたかった銀行、こういうところが喜んでそれを受け入れますから、そうするとその銀行からお金を借りていたところも救えるわけですから預金者も救える、銀行はつぶれてもらう、こういう対応ができるわけがあります。

ところが、去年の十一月以降の日本の置かれていた状況というのはそれよりはるかに厳しいもので、全国的な金融不安、全国的な貸し渋りという状況であったのではないかと気がします。そういう状況になりますと、そこでいい銀行と悪い

銀行と分けて、悪い銀行をつぶすということになりますと、預金者は預金保険で何とでもなりますが、その悪い銀行からお金を借りていた善良な企業、これは大変なことになります。といえますのは、そういう銀行を別の銀行に受け継いでもらおうとしても、ほかの銀行もみんな自己資本が足りずに真ッ言になっているわけですから、つぶれた銀行のその先を受け入れて融資をふやそうということではできないわけです。

実際、それが北海道で起きたわけで、北海道殖産銀行がつぶれた後に政府、大蔵省、日銀も一生懸命北海道殖産銀行のいい資産をほかの銀行に移そうとしたわけですが、結局なかなかできず、北海道経済は大打撃をこうむってしまった。つまり、もしもあのときにアメリカが言っているようにいい銀行と悪い銀行をもっと峻別してやろうとしたら、日本じゅうが北海道のような状況になりかねなかったわけですから。そういう状況ではとにかく貸し渋りをとめるという、実際に政府がとられた政策の方が私は正しかったのではないかと気がします。

この話をアメリカや海外でしますと、まず北海道のことは全然皆さん知らない。そうすると、そういう状況があったのかということでも皆さん驚かれるわけです。それで、同じような状況にあったアメリカ、九一年から九三年に、アメリカでも全国的な貸し渋りが発生して大変な事態になりました。それでジョージ・ブッシュ大統領が落選するという結果にまでつながったわけですが、そのときアメリカも同じように全部の銀行を救ってあります。あのときはFRB、アメリカの中央銀行ですけれども、そこが全部の銀行に貸出レート、プライムレートは六％に維持したまま調達金利を三％まで持っていくという政策をとりました。それで全部の銀行に三ポイントの利息が入るということをして二年以上続けまして、それが景気回復になったわけですから。それでアメリカ経済は景気回復に向かったわけですが、そういう話をアメリカでしますと、みんなびっくりして、ああそれ

る企業の割合が五月時点では一四・九%と、三月時点が三一・九%ございましたので、これが半減

につきましてはいまだに厳しい見方が続いているように感じますが、これからも引き続き対応が必要と思いますが、その中でも多少明るさを感じさせるニュースではなかったかと感じます。

また、五月十一日に全銀協が発表した四月末の預貸金速報、これによりますと、都銀、長信銀、信託の四月の月中貸し出し増加額は三兆三千億円で、このうち都銀は二兆九千億円の増加となっております。こうした状況が今後も継続していくかどうかにつきましてはまだまだ予断を許しません。断言できませんが、金融機関の貸し出しに対する前向きな取り組みや政府の総合経済対策の早期実施によりまして、今後は貸し渋りの現象が次第に改善の方向に向かうのではないかとこのように考えております。

次に、私ども東京三菱銀行の貸し出し姿勢、経営方針について若干お話をさせていただきます。

先ほど申し上げました貸し渋り問題に対する全銀協の通達を受けて、私どもも頭取から全支店長に対して大臣の御要請を伝達しました。实体经济への円滑な資金供給が銀行業の重大な使命である、これを肝に銘じて、基本的に健全な取引先から貸し渋りという御批判を受けることのないよう、現場の末端に至るまで徹底するよう指示をいたしております。また、その中で、お取引先のすぐれた資質、技術、事業の強み、特徴、こういうものを支店長自身がしっかりと把握してきめの細かな、誠実な対応をお取引先に対して行うよう改めて指示をいたしました。

私どもといたしましては、業績や財務内容が悪化して預金者からお預かりした資金をお貸し出しする先としては適当でないという場合はともかく、健全な経営を続けておる中小企業に資金が環流しないような事態はこれは絶対に回避する必要があると考えております。私ども、今年度も中小企業向け貸し出しは引き続き積極推進方針をとっております。また、一方で、自己資本比率という観点からは、リスク・アセットの圧縮のために大

企業の貸し出し債権を中心に流動化を積極的に進めたいと考えております。

景気の低迷が長期化する中で、不良債権処理の問題は引き続き経営の最重要課題として取り組んでまいりたいというふうに思っています。今後は、単なる引き当てが済んだということではなくて、不良資産をバランスシートから落としていくという実質的な処理が重要でございます。

不良債権の処理につきましては、基本的には問題債権一件一件お取引先とよく話し合いながら地道に着実に対応していくことでございまして、けれども、一方、不良債権をまとめて流動化するバルクセルというような手法を積極的に開発しましてできるだけ早く不良債権から脱却する、回収率のアップを図るということに努めておる次第でございます。現在、SPC法案とかサービサー法、さらには総合経済対策の中の土地・債権流動化トータルプランというようなものの御検討が進んでおります。環境整備が進んでいるわけですが、私どももこのような制度を最大限活用しまして、できるだけ早く一層の不良債権の処理、圧縮に努めたいというふうに考えております。

さて、この四月一日に改正外為法が施行されます。今国会では日本版ビッグバンに伴う規制緩和措置を定めた金融システム改革法案を御審議いただいております。現在、欧米のマーケットでは、これまでに想像もできなかったようなダイナミックな大型再編、統合が起こっております。我が国の金融マーケットもこれらの有力な外資系金融機関、ほかの業態からの新規参入、こういう企業を含めましてまさに優勝劣敗の競争の時代に突入しているということだと思っております。

この競争を通じて、中小企業の皆様にも資金の調達、運用の面でさまざまな金融サービスをご用意し、安価で利用できるものになるように思っています。ビッグバンのメリットというものも十分に御享受いただけるものと考えております。このように、日本版ビッグバンに対応し、日本

の銀行が国際競争に勝ち抜いていくためにも、また不良債権の実質処理問題を一日も早く解決して資産を健全化させるためにも、私ども、経営の合理化策の着実な実行と収益力の向上が焦眉の急でございます。一刻も早く国際競争を戦い抜くための財務体質の構築を進めていくことが銀行にとつての私どもの課題だろうというふうに考えております。

以上で、私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。

次に、大久保敏治参考人をお願いいたします。

○参考人(大久保敏治君) 横浜銀行常務取締役の大久保でございます。また、全国地方銀行協会の一般委員長も務めているということで、本日この場にお招きをいただいたと思います。まことにありがとうございます。

本日は、中小企業金融についてということでございますので、私からは、地銀界としての中小企業金融に対する取り組み方針、中小企業向け貸し出し強化のための方策などにつきまして、若干の資料をお手元に配付してございますけれども、説明させていただきます。引き続き、中小企業への円滑な金融を行うために先生方にぜひお願いしたい要望事項につきまして簡単に述べさせていただきます。

金融ビッグバンを迎えまして、地域金融機関であります地銀の戦略は、当然のことでございますけれども、個々の銀行によってそれぞれ異なっております。一般的に申し上げると、地域金融機関としての役割をさらに強化するというところでございます。すなわち、地元重視、地元復帰、あるいは経営資源を最も得意な分野に投入すること、いわゆるリテール分野に投入すること、それから地域のお客様により充実したサービスを提供することでございます。そして、地域金融機関としての役割のうち最も重要なものの一つが地元の中小企業の育成、あるいは中小企業への資金供給でございます。

この考え方で過去一貫して地銀は取り組んでおりまして、現在、地銀におきまして総貸し出しに占める中小企業貸し出しの割合は平均で約七〇％に達しております。これに住宅ローンなどの個人ローンを含めると、総貸し出しのほとんどが中小企業及び個人向けローンということになっております。

昨今、いわゆる貸し渋りということで銀行の融資スタンスが問題になっておりますけれども、地銀といたしましては、特に優良な、健全な地元中小企業に対しては積極的に誠意を持って対応しておるわけでございます。

しかしながら、個別のケースにおきまして、銀行は貸し渋っているというふうに感じている中小企業の方々がいらっしゃることも存じておりまして、先般、橋本総理あるいは大蔵大臣初め先生方のこの問題に対する御要請につきまして、地銀協会会長であります私どもの頭取から、例会等の場で各頭取方に実効ある対応をお願いしているところでございます。

それでは、いまだ少し地銀の中小企業融資に対する取り組み方針、方策について申し上げます。

当然のことでございますが、銀行によって多少の違いがございますけれども、地銀の対応といえますのはおおむね次のようなものでございます。

まず第一に、中小企業、個人に対する融資推進をトッププライオリティーに置いた経営方針を今までも続けておりますし、これをさらに継続を堅持するというところでございます。

第二は、保証協会保証によりまして信用補完をしながら、また、地方公共団体とタイアップをして制度融資を推進するというところでございます。

第三は、政府系金融機関との連携を強化しながら中小企業のニーズにこたえていくということでございます。

第四には、中小企業向けの融資の目標をつくつ

ておりまして、さらに中小企業向けの融資枠を設定する場合もございませうけれども、これらを行内キャンペーンによりまして融資推進を図っているということもございませう。

第五は、これはまだ一部の銀行でございませうけれども、債権の流動化を図ることによりまして資産の圧縮を促して、その資金を中小企業金融に回すという考え方でございませう。

そして最後に、親切的丁寧な対応ということと、専門の相談窓口を設けるといったようなことを地銀界として推進をしているわけにございませう。

また、一般に、いわゆる銀行の貸し渋りと銀行の自己資本比率との関係につきましている議論論されておりますけれども、私も地方銀行の自己資本比率は平成九年三月の時点におきましては平均で九・六六％、平成九年九月においても九・七五％と非常に高いわけにございまして、国際基準の八％と比較してもかなり上にあるということにございませうので、貸し出しを中心とした資産圧縮を自己資本の比率の関係で急ぐ状況にはないというふうな認識をしております。

それでは、本日、資料として日本銀行経済統計月報の「貸出伸び率の推移」、それと「地方銀行における中小企業向け融資への取組み状況について」、あるいは「新たな中小企業向け融資強化策」という資料をお手元に御用意しました。それをごらんいただきたいと思います。

まず、資料一の「貸出伸び率の推移」をごらんいただきたいと思います。

この表は銀行の五業態、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、この五業態の合計でございませうが、それと地方銀行の貸し出しの伸び率、総貸し出し平残の年間増加率の推移をグラフ化したものでございませう。

ごらんいただければおわかりいただけますように、地銀六十四行の貸し出しの伸び率は五業態平均と比較しても引き続き堅調に推移しているものと考えております。

次に、資料二の「地方銀行における中小企業向け融資への取組み状況について」、さらに資料三の「新たな中小企業向け融資強化策」をごらんいただきたいと思います。

これらにつきましては、地銀各々の中小企業向け融資の取組み状況につきまして、昨年十二月とことしの二月末にそれぞれアンケート調査を実施しましてまとめた資料でございませうが、各地銀とも地元の中小企業向け融資に對しましては極めて積極的に取り組んでおります。多種多様な対策を講じて企業の資金ニーズに的確に対応できるように努力をしているところでございませう。

銀行は経営の健全性や効率性を高めるということとリスク管理の強化や収益性の向上に取り組んでおりますけれども、一般的に地方銀行の場合、取引先との関係が大変深いものがございますので、取引先の先行きが暗くなったからと申しましてすぐ手のひらを返すようなことはできないのでございませう。融資の審査に当たりまして、一定の外的基準のみで企業を判断するのではなくて、個々の企業の個性や成長性などを十分議論いたしましてきめ細かく対応してきております。

しかしながら、長期にわたる不況によりまして、実際には赤字に陥っている中小企業で先行きの展望のはっきりしない企業も多いわけにございませう。これらの企業につきましても、支店、本部ともに何とかできないかと日ごろ努力しているのが実情でございまして、その意味で、現在の景気対策が早期に効果をあらわすことを切に期待しているわけにございませう。

以上、中小企業金融につきまして地方銀行としての考え方と現在実施しております対策等について申し上げましたけれども、最後に地銀界としましての要望事項を述べさせていただきますと思ひます。

地域の中小企業へのより円滑な資金供給のために、ぜひ現行の信用保証協会の保証枠、特に無担保の保証枠の大幅な拡大をお願いしたいというふうに考えております。

このたびは、信用保証協会の保証対象となる中小企業等の範囲を拡大する中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案を御審議いただくこととなりまして、先ほど堀内通産大臣から趣旨説明があったというふう聞いております。

今回の中小企業信用保険法の改正案は、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化という観点からは極めて有効で意義のある内容であるというふうな認識をしております。しかしながら、現場を通じて特に感じておりますことは、今回の改正案に盛り込まれております中小企業の範囲を拡大することとあわせて、信用保証協会の保証枠、先ほど申し上げましたように特に無担保の保証枠そのものの拡大を望む声も非常に多いということにございませう。

現在、中小企業信用保険法では、不動産などの担保つきで保証される普通保険限度額が二億円というところになっております。これに対して担保なしの無担保保険限度額は三千五百万円というふうな定められております。昨年の緊急経済対策では、担保不足等によりまして資金繰りが悪化した中小企業を支援するために特定業種の指定要件等が緩和され、中小企業信用保険法の特例保険の適用対象業種が大幅に拡大されております。現時点では九十三業種に拡大されたというふうに理解しております。

しかしながら、この特定業種に認定されずには、御存じのように売り上げが前年比でマイナス一〇％以上という条件が課されているということに非常に対象業種が少ないという理由であらうかと思ひます。仮に、そのような制約がなくて現在の信用保証協会の対象業種となるすべての業種に對して信用保証限度額、特に無担保保証限度額の大幅拡大をすることができれば、個人事業主を含めましてすべての中小企業に運転資金を供給することができ、今回の法改正案とも相乗しまして、そのようなお取引先の資金繰り改善に極めて大きな効果が出てくるものと考えております。

以上、地方銀行としての要望を申し上げます。

て、今後、私どもとしましては一層中小企業金融の円滑化のために努力をしてみたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。

次に、古川敏一参考人をお願いいたします。古川参考人。

○参考人(古川敏一君) 御指名をいただきました京都の古川でございます。現在、全国中小企業団体中央会の副会長をいたしております。なお、京都府中小企業団体中央会の会長を十六年間務めておる者でございます。

まず第一に御礼を申し上げます。本日は、国会の場で最近の経営状況等につきまして中小企業の立場から参考人として意見を述べ機会をお与えいただきまして、まことにありがとうございます。斎藤委員長さんを初め、委員の各先生方に心から厚く御礼を申し上げます。

限られた時間でございませうので、まず第一点に現在の景況状況、特にこの景況状況につきまして、全国中央会が非常な熱を込めて調査をしておりますその調査結果、これは別紙にございませうが、それについて御報告を申し上げます。生の声をお伝えし、結びに三、国会の諸先生方に心からお願ひいたしたい御要望事項を申し上げます。

既に御高承を賜っておりますように、これはもう常識的でございますが、我が国の国民総生産の実質成長率は内需の不振により平成九年四月以降急速に低下し、民間消費支出を初め内需項目が軒並み減少傾向に転じておりますことは御理解をいただいているところでございませう。

この内需の動きを反映いたしまして、生産も全体として低下傾向をたどり、平成二年を一〇〇といたしました生産指数は、本年三月は大企業で九八・八、中小企業では実に八九・五と、特に中小企業の不振が目立っております。

雇用情勢につきましても、この三月には有効求人倍率が約十五年ぶりに〇・六を割り、完全失業率もまた三・九と過去最悪を記録しているところでございます。したがって、中小企業の倒産も昨年の年末以来高水準で推移をいたしております。三月には件数、負債総額ともに対前年比で三割強増加しておりまして、まだ増勢に向かつておるところでございます。

このように、我が国の景気が一層厳しさを増す中で、特に中小企業の景況の悪化は極めて深刻でございます。ビッグバンと申しますと、一般的に金融のみをお考えのようでございますが、事、中小企業の構造的な不況はまさにビッグバンと申しても過言ではなからうと、このような感じを持っている次第でございます。

先ほど申し上げましたように、お手元の資料の二ページに、私も全国中央会が全国の各業界に配置しております三千名の情報連絡員の協力によりまして毎月実施しております月次景況調査に基づきまして、最近の中小企業の景況動向を見たグラフと表を掲げております。

これらを見て御理解をいただけますように、中小企業の景況は消費税率の引き上げが行われた昨年の四月以降、月を追うごとに悪化の度合いを強め、殊に昨年十一月以降今年にかけては、景況、収益、資金繰りを初め、売上高、販売価格、雇用人員などの主要指標、DI値でございますが、軒並み連続して調査開始以来の過去最低値を更新する状況が続いております。三月の末にはすべての指標が過去最低値を記録するという事態となっているわけでございます。

ただ、四月の状況は、景況、売上高、収益状況、資金繰りなどの指標につきましては、三月に比べましてやや改善をされましたけれども、依然過去最低値並みの大幅なマイナスを示しているところでございます。また、取引条件あるいは設備操業度、雇用人員の三指標につきましては、さらに過去最低値を更新する等、依然として深刻な状況が続いているわけでございます。

今申し上げましたように三千名の情報連絡員が所属をいたします業界の景況を集約いたしておりますので、具体的にコメント形式の報告を生む声としてひとつ皆様にご披露いたして、御参考に供したいと思っております。

まず、繊維製造業でございます。殊に滋賀県の織物の組合からは、過去にないほどの減産が続いている、特に四月は前年同月比六一％の大幅な減産となっており、受注は少ロット化し、単価は下がり、苦戦がますます続いております。

また、木材・木製品製造関係では、徳島県の業者の組合でございますが、住宅着工不振が需給のバランスを崩しまして、月を追うことに先行きは不透明になっている、当面はますます混迷が続くと、こういうコメントでございます。

電気機器製造業の業界におきましては、福岡県の組合から、半導体、メカトロ機器ともに受注が低迷をしております、景況回復の見込みはさらさらないと、こういうことでございます。

また、商店街振興組合では、岐阜県の大垣市の駆け込み需要の反動で大幅な売り上げのダウンだと、これは常識でございますが、今年はさらにその上前をつけて減少している。

また、建設業界におきましては、その例をいたしまして岡山県から、公共事業、民間工事等仕事の絶対量の不足を訴える声が依然多く、少ない工事をめぐりまして中小企業同士の価格競争の激化から採算が非常に悪化していると、こういうことでございます。

なお、私ごとを申しまして恐縮でございますが、私は、京都におきまして繊維染色加工資材、これには合成染料あるいは工業薬品あるいは糊剤、さらにそれに関連する機械業の御を営んでおられる者でございます。京都の業界につきまして、ちょっと詳細に御参考にお供したいと思います。

京都は、御高承を賜っておりますように、繊維を中心とする伝統産業、ハイテクを中心とした近代工業、さらに観光産業、この三つが並立をい

たしまして順調に伸びていったわけでございます。が、繊維が非常に悪くなりました。例えば一つの場合でございますが、京都には反織物工業組合という大きな協同組合がございます。最盛時は組合員が一万二千名、当時は日本最大の協同組合でございます。生産量も一千百万反を超えておったんですが、直近では組合員も六千名強に半減、生産量も実に三百百万反を割る惨憺たる状況でございます。これにはもちろん単なる不況のほかには二つ、三つの理由がございます。

その一つは、この原料の生糸が、生糸の二元化という非常に歪曲された制度のもとで国際的に非常に高い生糸を無理に使わされたということ、これは現在大分是正されております。しかし、これがその体質を弱めたことは否定し得ません。その次に、いわゆるASEANから最近非常に安いものが、しかも輸入量が無制限に入ってきておるということ、それで最後に今の非常な不況、言うなればトリプルというように、開關以来の非常に厳しいというよりも大変な事態に遭遇しているわけでございます。

あと、西陣織、また京友禅、皆様にそれぞれ奥様方に御愛顧いただいております製品につきましても、同じような状況が続いております。

こういう厳しい状況下でございますが、ちょっと触れたいと思うのはいわゆる金融機関の貸し渋りとでございます。これは中央会の立場から見ますと、四月に入りまして政府の非常な金融の御支援にもかかわらず、実際の身に肌で感ずる感としては、いささかもそれは緩和をされておらない、こういうふうな思いです。

ただし、そういうさなかにありまして、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫、さらには商工中金、そしてまた信用保証協会を含めましたいわゆる政府系の機関、この方たちがこの非常事態に非常に積極的にまた親切に御対応をいただいていることは、中小企業にとりましてこれは非常に御評価をしております。

もと政府系の金融機関につきましては、平常時におきましては、どうも民業を圧迫するじゃないか、そんな政府系の機関要らぬじゃないかという御説もあつたように聞かれました。けれども、先般来のこの厳しい貸し渋りの状況で、よくこの三機関がおられたと、まさに政府の皆様方の先見の明に心から感銘をいたしている次第でございます。この場をおかりしまして、ほんまにこれから御礼を申し上げる次第でございます。

また、それに付随するわけでございますが、商工中金の増資でございます。昨年の民間への移行というような問題のときに、自後政府出資あかんと、こういうお墨つきをいただいたわけでございますが、私どもがまたお願い申し上げましたところ、非常事態であると、早速それじゃひとつ百六十一億の非常に大きな増額を、間もなく通過するように聞いておるんですが、こういうことがありまして、中小企業の皆さん方に非常に大きな応援を贈っていただいていると。これはほんまに、決してお世辞でございせん。これがやはり政治であろうと思っております。また重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それで、このようないことでございますので、厳しい状況ばかり申し上げてもせんないことでございます。こういうことを踏まえまして、国会の諸先生方に三、二、ひとつ御理解を賜りましてお願いを申し上げます。

第一点は、先ほどもお話のございましたように、総額十六兆六千五百億円、まさに過去最大の対策でございます。私ども心から感銘をいたしておる次第であります。ただ、一番反応すべき株式マーケットが案外冷淡であると、これはいろいろの原因がございましょう。それは一つは、やはり政府の御対策が、今度は早いと思ひます、今の商工中金の増資に見るようには、間髪を入れずやっていたかというように、今度はもう大丈夫夫と思うのでありますが、さらにこれは、やはりインドネシアなんかの関係を見ましても、非常に世界的に流動化している。先ほどクーンさんがおつ

しゃったように、よくなったらまた後退するんじゃないかという不安もあるわけです。だから、こういう不安を払拭する意味におきましてどうかひとつ、現下の政策、産業の振興あるいは景気の回復を政府は全力でやると、次の参議院の選挙でそれをお聞きすると思うのでありますが、これとにかく声を大にして即刻実行していただき、もしそういう景気に切れ目があつたらその節目節目に即刻お手を打っていただきたい、このように思う次第でございます。

二番目は、中小企業に対します特別貸付制度の創設なんかは非常に感銘をいたしておる次第でございます。殊に、このたびは政府系中小企業金融機関等の対象範囲の拡大ということにおきまして格段の御理解を賜り、早速、小売、サービスにつきましては千万から五千万円、卸は三千万から七千万という増額をしていただきますこと、非常にこれもありがたいことでございますので、どうぞひとつ一刻も早く国会の御通過をお願いしたい。

三番目でございます。大店法にかわる新たな大規模小売店立地法案と都市計画法の一部改正法案及び中心市街地活性化に関する法案がいよいよ御審議をいただくわけでございます。ただいまは参議院にて御審議中と承っているわけでございますが、この町づくりに対します一般の不安、抽象的で本当にどうなるんだと、またこれは各地区によってそれぞれ業況によって非常に大きな差が出るんじゃないかと、いろいろと心配をしている向きがございます。ぜひとも委員会の審議におかれまして、附帯決議等の形で結構でございます。これら法律の運用が地域の町づくりアэнд中小小売商業者の発展に資するものになるよう、明らかにするんだと、中小企業の皆さんの不安は要りませんよというようなことで特別の御配慮を賜りますればまことに幸いと思う次第でございます。

どうも長時間、時間を経過いたしましたけれども、常日ごろの御礼を申し上げまして、お願いを

申し上げます。どうもありがとうございました。○委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。次に、小池俊二参考人をお願いいたします。小池参考人。

○参考人(小池俊二君) 小池でございます。大阪商工会議所の副会頭をしております。きょう意見陳述の機会を与えられたことにつきまして、厚く御礼申し上げる次第でございますが、日本商工会議所におきまして、特に金融システム改革は中小企業経営にとつても大変重要な課題であるという認識から、この六月には金融システム改善問題研究会というものを発足させるわけでございます。私がその座長になるということからこの機会が与えられたのではないかとこのように思っております。

きょう申し上げることにつきましては、既にお手元に「中小企業の当面の課題」ということで五項目にわたって資料を添付して差し上げてありますので、これをお読みいただければ大体おわかりいただけるかと思ひます。きょうは、そういう意味で、時間も九分からはまりましたので十九分には終わりますので、問題点をかいつまんでお話ししたいというふうに思っております。

中小企業にとつて景気回復が最大の願いである、こういうふうにして申し上げてよろしいかというふうに思ひます。景気悪化の長期化が続いている原因は、金融機関の貸し渋りに絞られるというふうに私は思っております。なぜかといいますと、中小企業の借入依存度は率として五二％に上りまして、金融依存度が非常に高いわけでございます。貸し渋りは中小企業経営の活性化の芽を摘むものでもございます。せっかく公的資金として金融安定化のために三十兆円が用意されているわけでございますから、各金融機関におきましては、自己資本比率の向上はもちろんのことですが、至急に不良債権の徹底的な処理をしていただきたい、こういうふうにするわけ

でございます。見たところ非常にだらだらと続いているようでございますので、これではなかなか中小企業金融の活性化が得られないというふうに思っております。

日銀のつい最近の発表によりますと、金融五業態において、四月残高が前年に対して二・五％マインナスと、要するに貸し出しが少なくなっている。それから四月の残高が三月に対して二・一％減っている。したがって、五業態で五百六十六兆円弱貸出残高がございまして、十三兆円が貸し渋りに充てられているというふうに見てもいいんじゃないかというふうに思ふわけでございます。さて、日商では、五百二十一の商工会議所、その中から三百九十一回答が寄せられています。七五％でございますけれども、いずれ一〇〇％回収できると思ひます。五月十八日から二十一日の結果をまとめております。

当面、四月に対して悪化しているというのが六％、変わらないというのが六・一％、改善されているというのは五・九％にすぎないわけでございます。特に関東、近畿、中国が悪いわけでございます。九州というところが比較的貸し渋りが少ないというふうな報告が来ているわけでございます。

大商、大阪商工会議所は四万二千の企業を抱えておりますが、二十三支所を持っております。直接にヒアリングを五月十五日から二十日の間にしたところ、今までより厳しくなったというのが五六・三％、変わらないというのが四一・三％、よくなったというのが二・五％ということでございます。いすれにしても貸し渋りの現況は悪化さえしても変わらないという現状でございます。これが続いていると改善される余地が非常に少ないんじゃないかという不信感が現在中小企業の中にはございます。

それから、特にどこが貸し渋っているかというアンケートでございますけれども、日商の調査では、都市銀行が一九・七％、地方銀行が五六・九％、信用金庫が三三・五％という数字になってお

ります。これは、日商は北海道から沖縄まで抱えておりますので、都市銀行は地方にはございませんのので、そういう意味で地方銀行がそういうふうになるのが当然かと思ひます。

大商では、これはむしろ都会でございますので、調査しますと、九一％は都市銀行、それから三五・四％が地方銀行、信用金庫が五・二％という割合でございます。都市銀行の貸し渋りが非常に激しいというところでございます。

貸し渋りの内容について申し上げますと、融資の拒絶と減額、それから金利の引き上げ、繰り上げ返済の要請、担保、保証人、書類の追加、手形割引の遅延、それからマル経ほか信用保証協会等へのあつせんというふうなことでございまして。経済論からいいますと、そのとおりでございます。理解できますけれども、社会的公正さから見ますと、バブル時代に貸し込んで、一転して返済を強要するということでございますので、中小企業にとつてのショックは非常に大きいわけでございます。

全銀協で指示しているとはいへ、現に自身の経験から見ても、支店の機能は既に麻痺状態でございます。不全体態でございます。本店へ本店へという、いすれも同じ繰り返しの状況が今もつて続いていることでございますので、さらに徹底して支店権限をふやすか、支店を統合して権限がある、即座に判断のできる環境をつくっていただきたいというふうに考えているわけでございます。

もう既に中小企業では都市銀行ブランドは要らないというふうな考え方に変わつてございまして。過去、手形においては実際は信用金庫から資金調達して都市銀行の手形を使うというところでございまして、もう都市銀行のブランドは通用しない、私はそう考えていいというふうに思っております。

それから、借り入れ困難に対する対応としてどうしたかという、先ほど古川参考人がおっしゃったように、公的金融機関が大変活躍してい

ただいたわけてございます。もちろん信用保証協会も含めてでございますけれども、そういう意味では商工中金、中小公庫、国民金融公庫、当時は行革の標的になったにもかかわらず、支店長以下、本当にそういう意味では貸し渋りに対して今回大変な対応をしていただいているわけでございます。

それに対して、金融において調達できない部分は有価証券の売却とか不動産売却、これは大変高い比率でございます。合わせて二五・七％というところでございますし、公的金融機関への依存は二八・五％という数字が出ています。要するに直接金融あるいは取引先の借入れ、要するに取引先から借入れをするというふうなことは極めて少ないような状況でございます。

したがって、経営上の問題としては、まず中小企業としては設備投資の抑制、これは複数回答でございますが、三五・一％、賃金の抑制三四・七％、従業員のいわばリストラというのが二一・二％、それから諸経費の制限が三六・一％というふうなことで、大変苦しい経営を現に貸し渋りの中で行っているわけでございます。

その中で、政府系金融機関のことにちょっと触れますと、商工中金は昨年に対して、去年の十二月一日からことしの四月三十日までの間でございすけれども、一二・七％、国民金融公庫は一・二五・二％、中小公庫は二・三七・五％というふうな貸し出しをふやしているわけなんです。したがって、私どもにとっては政府系金融機関のさらなる充実拡大、こういう時期においてはもう補充するというような主役の金融機関でございまして、補充するような状況というよりも、そういう主役に立つような状況に既に来ているというふうに申し上げていいかと思えます。

もう時間が来ましたので、最後に要望でございますけれども、すべて政策が決まったら、決めるのはタイミングよく、スピーディーに、それから実際に行動していただくような、先ほど中小公庫法等の改正でサービス、卸等についての枠が拡

大されましたが、四十五年前の中小企業金融公庫法の規定によっているわけでございますから、そういうふうなタイミングのずれというのが大変まづい結果になるというふうに思っています。

以上でございます。

委員長(斎藤文夫君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○保坂三蔵君 自由民主党の保坂でございます。恐れ入りますが、座ったままお尋ねいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。また、きょうは参考人各位におかれましては、お忙しいところまことにありがとうございます。

特に、マクロ的なお立場からの分析と、それから実体経済の中から極めて厳しい景況感を御報告いただきました。私どももいたしましては、政府を中心にしてその対応に懸命のところではございますが、改めて身につまされるお話を拝聴した思いでございます。

また、特に本院におきましては、経済活性化及び中小企業対策特別委員会、この委員会でございますけれども、新たに設置いたしました。とにか

くTPOを間違えないで、またツイッター・ツイッターなんて言われないようにしっかりとやっていこうという意気込みがありますことを改めてお知りいただきたいと思います。次第でございます。

中原参考人にお尋ねをしたいと思います。けれども、ただいまお話しいただきましたとおり、日本経済が極めて厳しい状態にあることはごな

たももう共通の認識に立っているところでございすが、特に現在進行中のデフレなことでございすけれども、これは政府はなかなかデフレスパイラルに入っているとは認めておりません、経企庁

しかし現実には、私どもささやかな知識の中から心配しておりますのは、昭和初期のデフレ以来の七十年ぶりという深刻な事態に陥るのではないかとこの可能性について心配しているわけなんです。これは言ってみれば昭和恐慌の前夜と似ているということなんです。考えてみますと、当時、金の解禁に伴って緊縮財政が行われた、銀行は多額な不良債権を持って悩んでいた、また国際貿易も縮小していった。そういう中で世上の不安が一気に高まって、先行き閉塞感というのか、そういうものが漂っていたわけです。昔と違って今は金融のセーフティーネットもいろいろ準備しましたし、また国際的な枠組みの強化なども行われておりますので、その時代はめぐるとは言えないかもしれせんけれども、余りにも経済メカニズムの中で実態が酷似しておりますと心配だけが募ってくるわけなんです。

そこで、中原参考人に伺いたんですが、現在の状態は本当にこのまま、総合経済対策だとか金融システムの安定化策が生きてくればもちろん解消してはいくのでありまして、うけれども、複合的なデフレというものはどこなところにある、救いようがないものがあるのだからということについての総合的な見方を私にお示しいただきたいのでございます。

○参考人(中原眞君) 先生の現状経済に対する大変厳しい御判断、ある意味においては私も全く同感でございます。現在の不況感の最大の問題というのは根底にある金融システム不安ということだろうと思えます。

正直に申しまして、私も去年の十一月の状況は果たしてどうなるのか。実は、私も去年の九月に大変大幅な債権償却と赤字決算を中間決算で発表いたしましたわけですが、あの段階では十一月以降のああいう状況を夢想だにしない状況でございました。その後、十一月の状況、信用収縮の中で本当にどうなるのかということについて大変心配をいたしました。

しかしながら、その後、先生方のクイックアク

ションといえますか、金融安定化措置二法案が急遽成立いたしました。私どもも三月末にちょうどいたしたわけでございすけれども、この法案成立の見通しがある程度ついた段階で、株式マーケットはかなり回復、安定の兆しが出てまいりました。期末の株価そのものは必ずしも期待したほどにはいかなかったかもしれませんが、やはり金融二法案の成立というのは大変大きな意義があったのではないかとこのように思っております。

また、期を越えまして新しく経済対策、特にその中で不良資産処理が最大の課題であると。債権・土地流動化のトータルプランも現在議論が大体回っておりますし、またこれからサービサー法あるいは不良債権処理に係るいろいろなインフラ面の整備、これを進めていただくというふうに了解しております。私どもも全力を挙げて不良債権処理に邁進したいと思っております。

このような金融システム不安、これをまず解消する。あわせて十六兆円の経済対策、この経済対策が力があるうちに早く不良債権処理を進めなさいか。この辺両方相俟いますと、私は、多少の時間はかかると思えますけれども、日本経済は回復の過程に入ってくるのではないかとこのように考えております。

○保坂三蔵君 ありがとうございます。

クー参考人にお尋ねいたしますけれども、先ほどのお話を承りまして、IMFが間違えたことを言ったというお話があったのでございすけれども、一方ではそれは言いました。対症療法では日本もかなり積極的にやってきたわけですが、特にまた現在も進行中ですから、山崎政調会長がきのうも、不良債権処理にはさらに十七兆プラスアルファ、これも用意したいと踏み込んだ発言をされております。

バレーンガム・サミットにおきましても厳しい話がそれほど出なかったという話も漏れ聞いたんですけれども、一方では、さっきお話ししたアメリカの見方は非常にまだ厳しいということなんで

す。例のグリーンズパン・アメリカ連邦準備制度理事会議長さん、あの方はもう日本の金融システムの問題は一応片づいたと、こういうふうな談話かコメントか、インタビュに答えて言ったのか、どの部分で言ったかちよとわかってませんけれども、そういうことを聞きましたし、それからまた、ジャパン・プレミアムもかつて一%あったのがもう〇・二五ぐらいまで安定してきたということも聞くわけです。

そうするとそれなりに、内外というけれども、表側からの見方は日本もやっているじゃないかという見方が一体あるのか、こういうこと。もう一つ国債の格付け、この間ムーディーズがこの一、二年の執行猶予つきなんというわけもありましたけれども、ネガティブに落としました。ネガティブというのは弱含みという意味でしょうか、いずれにいたしましても格付けが下がるとして国債にについては行ったということなんです。国債と株価あるいは日本の実体経済、これは当然連動していると思うわけなんですけれども、そのあたり、日本の金融安定化策というのは表から見てもまだまだだめだと見られているんじゃないか、それとも成功しつつあると見られているんじゃないか。

○参考人(リチャード・クレーン 大半の海外の見方、海外の見方というのはこの場合、英語圏、国際金融にいる我々は、ロイターですとかニューヨーク・タイムズ、ウォール・ストリート・ジャーナルとか、こういうところから全部情報を得ますから、結局アメリカのジャーナリストがどう見るか、イギリスのジャーナリストがどう見るかというのが世界の見方に残念がなくなってしまうんです。この見方は残念ながら非常に厳しいです。私も三週間前ワシントンへ行って、本当に袋だたきに遭って帰ってきたと言ってもいいくらい、めった打ちされて帰ってきました。

ただ、その中でかなりの部分、固定観念というのが海外にあるんですね。したがって、その固定観念から解きほぐしていかないと日本のことは正しく理解されないんじゃないかという気がしてお

ります。固定観念というのは、例えば護送船団方式というのは、銀行が何よりも望んでいる非常に生ぬるいしかも居心地のいいものであって、これを維持するために三十兆円が使われているのではないかと。それからもう一つは、日本の政権、自民党ということですから、自民党と銀行はべつたりであって、銀行と自民党の利権が一致しているものから、だからその銀行を救うためにああいうプログラムをつくったんじゃないかと、何かそういう書き方なんです。一部、日本のマスコミにもそういうふうに出てきて喜んでる人たちがいますけれども、実際は大分違うわけですね。そういう点を細かく説明していく。

例えば、実際は自民党も銀行に対しては非常に厳しい見方を持っているし、銀行に対して非常に嫌な思いをされたところもあるようですけれども、そういうところを説明して、決して銀行と自民党はべつたりじゃないと。

また、護送船団方式につきましても、なかなか公的資金が入れない中で、一時これは非常にタブー視されていたわけですが、そういう中で問題があるときには、しょうがなく護送船団の中のいい銀行を無理やり頼んで悪い銀行の支援に充てるというようなことをやっていた。私もこの時期、だから三、四年前からですが、多くの銀行、経営内容のいい銀行からだけれども、今何が一番恐ろしいかなって大蔵省から夕食の招待を受けるのが一番恐ろしいんだと、大蔵省から夕食の招きを受けますと必ずどこかの銀行を救済しろという話になるので、何としてでもこれには出たくなかったです。こういう話をしますと、欧米のジャーナリストはびっくりします。それが護送船団の実態だったんだと。いい銀行にとつては決していい話ではなかったけれども、ああいう状況で外部から金を入れない中で、残念ながらそういう方法しか当時なかったんだと。だから、この辺から解きほぐしていかないと私は海外の誤解はなかなか解けないという気がします。

そういう意味では、幾つか悪い銀行をシンボリックにつぶすというののも一つの方法かなと思うんですが、海外ではそういう論調が非常に強い。つぶすんでしょと、つぶすんだら認めましょうと、こういうことを言われる政府高官は非常に多いんですが、私はやはり北海道の二の舞を、日本じゅうが北海道のような状況になってはいけなくて、これからどうするか、ちゃんと受け皿の準備ができてからのみ整理していくという方法を今後とも進めるべきで、欧米はちよつと長い間待っていた、八年間も待ってやっと動き出しているというところで、彼らは八年間も待ったんだからもうすごいアクションが出ていいじゃないかと思う向きもありますが、ここは日本のベースで事を進めていくべきじゃないか。ちゃんと説明すれば、アメリカだって同じ状況に同じことやってたじゃないかというふうにボールを向こうに投げ返すと、そう言われてみればそうだったという話になります。

ただ、そこまでちゃんと議論しないとどんどん誤解がひどくなる。誤解がひどくなると円安、株安、円安、株安、貸し渋りということですから、なぜこういうことをやっていたのか、北海道の状況はどういうことだったかというようなのは強く説明された方がいいんじゃないかというふうに思います。

あと、国債の格付けについてですけれども、十八カ月の執行猶予をもらったような形になっていますが、今の日本の状況、確かに数年前に比べるとかなり厳しいというのはいくつか出てきた意見で、にもかかわらず、ムーディーズが何もしないのかと言われると今度ムーディーズが困っちゃうわけですから、そういう話が出てきたんだと思いますが、ただ、ムーディーズの分析の方を読みますと、長期的な財政再建がないがしろにされてるんじゃないか、そういう見方で分析が書かれているんですね。それは私はちよつと的外れじゃないかというふうに思います。つまり、日本が今こういう状況になってしまっ

たのはかなりの部分時期尚早の財政再建が原因だったのではないかと。それを理由にムーディーズが格下げするのは非常におかしいわけですが、もしも時期尚早の財政再建をやっていないければ恐らく今の状況になっていなかったら、日本のその他のファンダメンタルズ、貿易収支がこれほど大きな黒字がある、経常収支もこれほど大きな黒字がある、本来そういうところでムーディーズは判断するわけで、世界最大の黒字国を格下げするというのは本末転倒なんですね。でもそれは、余りにも日本経済のほかの部分がおかしいから、こつちをちよつと無視してでもネガティブにしたいというような機運があるようだけれども、こつちがちゃんと手が打てれば、後はまた日本の強い方に目が向いて、必ずしも格下げになる理由はないんじゃないかというふうに思います。

○保坂三蔵君 ありがとうございます。

ムーディーズのことにつきましても、格付会社につきましてもいろいろな意見がありますが、格付会社も、現実には、かつて日本では、国内では不良債権問題は何か片がついたんじゃないかと大蔵省が言ったとき、あの時点で海外の格付会社が危険信号を出していたわけですから、我々としてはやはり謙虚にこれを見ていかないといいけない。そして、執行猶予というのは実際にはそこにくというのでなくて、努力次第だ。それはアメリカにおいて加藤幹事長が述べた、あと都市銀一、二行はおかしいところがあるという言い方は、何もおかしいんではなくて、努力しないというなるよという自戒の念を含めた日本経済、日本政府の決意である、こつちは受けとめてきたわけなんです。

ところで、今マクロ的な見方を承ったのですが、では、そういう状況の中から、現実的なポリシーミックスといえましょうか、どういった具体的な経済政策をこれからさらに進めていったらいいか。もちろん現在、きょうも財政法の見直しについての委員会が開会中でありまして、努力はし

ているわけなんです、ここでドクター・クーにまたお尋ねをしたいと思いますけれども、かつて、財政再建で我々が財政構造改革法案を議論しているとき、日本の財政再建というのは極度の貧血状態にあるときにダイエツトをやるようなものじゃないかと言われましたですね。まずは健康体だ。いみじくもアメリカの発言、私もルービンさんやサマーズさんの発言も聞くに聞かなくてはいけません、しかし現実にはどうなってきたか。

構造改革や規制緩和というのは、確かに長期的に見れば景気の底上げにもなるし、実効性が上がってくることはあるわけですね。経企庁などは、堂々と九八年から二〇〇三年までの経済企画庁の試算として、経済構造改革の効果、実質成長率年〇・九ポイント上げる、こう堂々と発表していたわけなんです、現実これが即効的には怪しくなってきた。クー参考人は財政出動しかなければと切々いっているわけですね。

この財政出動の効果という点に關しましては、先ほど減税と公共事業とお話がありまして、公共事業についても青天井でやれということじゃないと思うんですね。選別的にいろいろ実効性のある、費用対効果でいろいろあると思うんですけども、即効性という点で、減税と公共事業、これは両方やった方がいいんでしょけれども、減税をこのまま続けていく、あるいは公共事業をこのまま青天井で続けていくというぐあいにはいかないわけですね。ですから、即効的にやっていくという点ではどちらが効果があるんだろうか。

それから、アメリカの三〇年代のケインズの教訓を知れと再三クー参考人もおっしゃっていますけれども、ついこの間までの日本の分析ではケインズは死んでいるんだと、こういう見方まで堂々と財部会議でまかり通っていたんですね。その乖離というのは私たち本当に悩んでいます。そうすると、一体今の財政構造改革法案というのはどう扱った方がいいか、私的な見解でも結構ですけれども、

も、教えていただきたいと思っています。

それから、最後にもう一つあわせてお尋ねしたいんですが、低金利政策、これは景気と連動していると思われているわけなんですけれども、一方で〇・二五まで下げろという意見もあると言っているんですけれども、我々はもう上げるべきじゃないかと思っているんですが、このあたりあわせて、恐れ入りますけれども。

〇参考人リチャード・クー君　まず即効性、あと減税が公共事業かまたは構造改革かと。

即効性でいいますと、私はやはり公共事業が一番即効性があると思います。公共事業というのは政府がみずから金を使うわけですから、金を使った時点で次の人の所得が発生している。GDPというのは発生した所得を足していくわけですから、即効性という意味では最も有効なことになります。

これを青天井でやるのかという点につきまして、は、はっきり言って青天井でやってもいいというくらいはの決意を表明された方が最終的に納税者のコストは安くなるのではないかと気がします。

つまり、けちってけちってやって八年間もこういう状況になっている。それでまた景気がよくなるとまた財政再建をやると、またボシやって今回のようにクラッシュみたいな状況になる、またやる。こういうことを繰り返されるよりも、むしろ何年間かはとにかく景気の足腰を強くなくちゃいけないのだということ、必要なものは幾らでもやるというくらい言われた方が最終的に納税者にかかるコストはかなり小さくなるのではないかと気がします。

つまり、本当に青天井で、それで財政赤字が膨らんでどうしようもなくなるというよりも、もう少しダイナミックに考えていただいて、みんながびくびくするくらいはの規模の減税でもいいわけですが、そういうことを打ち出して、不安心理に動揺してしまっている今の日本経済をどこか中央突破

していただきたい。

これは、いや、ここは五兆円やるけれども来年はまた財政再建ですねと、このことをIMFでさえ心配し始めているわけですね。ことしは十六兆円で何とかなるかもしれないけれども、来年はまた財政改革法がキックインしちやいますとまたボシやっちゃうんですね。こういうことをみんなが心配し始めたなら、何をやるでもきかなくなりまして、それは一番日本にとって恐ろしいわけで、そういう意味では、青天井と言うと語弊がありますけれども、かなり大胆にそしてこれが最優先課題なんだと。財政再建と景気対策と両方欲しいというところ結局両方とも失う可能性があるわけで、実際に過去の数年はそういう結果になってしまったわけですから、ここではひとつ大きく決意をされて、とにかく景気の足腰を強くしていくことを最優先しよう。アメリカでも、今財政赤字で喜んでおられますけれども、あれは景気がよくなったからああいう結果になったわけで、アメリカ版財政改革法案ですが、グラム・ラッドマン法というのが大分前につくられましたけれども、結局それで財政均衡に行かなかったじゃないんです。

したがって、即効性という意味では公共事業です。ただ、中長期的に人々の景気に対する不安感を払拭するという意味では、大変大胆な減税または公共事業という考え方で打ち出された方が最終的な納税者のコストはかなり安くなるのではないかと。

ここ数年間を見ても、もっとそういう形で当初からやっておれば、今ごろこんな状況にならなくても済んだんじゃないかという気がするんです。結局する小出し、兵力の逐次投入と言った感じが非常に強くなります。そういう意味では大胆にやっていた方がいいというふうに思います。

構造改革につきましては、これは今のアメリカ、イギリスの例を見ても、よくアメリカやイギリスで言われるんですが、結局レーガンがやったことで得をしたのはクリントンとトニー・ブレア

であると。ブッシュのときまではその効果が出てこなかったんじゃないかと言われるくらい、構造改革というのは時間がかかります。

これは絶対必要で、ぜひできる限りのスピードで進めていただきたいんですが、経済企画庁が言っているように、すぐことし何%これで景気がよくなるというふうな考え方は間違いないか。これはアメリカが一番よく知っているんです。なぜかといいますと、レーガンがその間違いをしてしまっただけで、結果は財政赤字ばかり膨らんじゃって、景気はなかなかよくなかった。構造改革というのは、人々のそれこそ人生観を変えようというくらいでないと景気はよくなりません。

日本は残念ながらかなり構造改革がおくれていますから、それは早急に進めていただきたいんですけども、それをやれば財政はやらなくてもいいということではないと思うんです。むしろ財政をやらないで、人々の不安心理がこれ以上拡大しないような状況を持続している間に、体力があるうちに構造改革を進めていくというコンビネーションが望ましいのではないかと気がします。

最後に低金利政策ですけども、私は、低金利政策には余り期待すべきではないというふうに思っています。これを一層下げるといふ点についてはもっと期待すべきではないんじゃないか。

といいますのは、今でこそ貸し渋りが去年の十一月ごろから大変な事態になって、多くの中小企業は銀行がお金を貸してくれないのですから、公的金融機関に行ったりまたは最悪の場合消費者金融の方まで向かっている。そうすると、少しでも金利が安い方がいいじゃないかという議論が一部出てきていますけれども、その前の状況、去年の十一月までの状況つまり貸し渋りが始まる前の状況を見ますと、ほとんどの金融機関が運

用難でした。運用難というのは、金があるけれども貸す先がないということなんです。そういう状況が実はバブル崩壊以降ずっと続いておりまして、日本はそういう意味では世界でも非常にまれな状況が去年の十一月まで続いたわけでありました。

それはどういふことかという、普通、銀行の不良債権問題がありますと、銀行は貸し渋りまくってそれが庶民を直撃するという形になるんですが、日本の場合は銀行の不良債権問題があったにもかかわらず、去年の十一月ごろまで貸し渋りはほとんど起きていなかった。むしろ銀行は運用難で、一部上場企業の課長なら無担保で何百万も金を貸すというようなことが実際にやられていたわけでありました。

したがって、銀行が積極的に融資をしたかった、しようとした時期があったにもかかわらず、景気がなかなか回復できなかったということは、金融政策、金利の問題ではなくて、やはり景気全体に対する見方、そして構造改革のおくれ、こっちが日本経済の足を引っ張っている基本的な問題じゃないか。

したがって、財政による内需拡大、そしてそれに並行して構造改革を早急に進めていただきたいというふうに思います。

○保坂三蔵君 構造改革については、ルビコン川を渡ってしまったと言ったんですが、まだ渡らないうちにストップ・アンド・ゴーではだめだと言われて、非常に戸惑うわけなんですけれども、お話を概略わかりました。

お時間の関係で詰めてまいりますけれども、貸し渋りについて、全銀協の中原参考人にちょっとお尋ねしたいのでございます。

貸し渋りというのと何となく道義的にも非難のニュアンスが定着しているんじゃないかという反発もありましたけれども、現実にはクレジット・ランチ、これは文字どおり信用危機ですから、我々にとりましては、先ほど大商副会頭さん、それと古川さんからもお話がありましたように、中

小企業にとつては命綱を断たれるというような重みがあるわけだと思ふんです。

北海道の例も先ほど出しましたけれども、あれはあれなりに拓銀の処理というのは間違っていないかと思ひますけれども、それにしたって北海道の実態は私も拝見してまいりましたが、物すごい厳しい状況下にある。中小企業だけじゃないんです。中堅・大企業までも、当然北海道だけじゃないんですけれども貸し渋りの被害を受けているんです。

一方、三十兆円の金融システム対策も出てきたということ、これは先ほど中原参考人は効果ありということと評価していただいているわけなんです。その証拠に八割の自己資本比率規制に關しましてはほとんどの地銀はクリアできたわけなんです。当然、四月、五月と好転していくとわれわれはしたけれども、お話の中では、貸し渋りの理由としては、自己資本比率のBISの判断だとかいろいろ現実的にはそういう要請にこたえてやむを得ず資本の圧縮をしていくという状態のお話がありましたけれども、一方で取引先の悪化、あるいはまた景気の低迷というふうな、どちらかというと景気待ちだというふうな聞こえなんです。

景気待ちはいいんですけれども、全銀協の会長の談話も私、拝見したんですけれども、資金注入で金融システム安定化の目的は果たしたと言いつつ切っているんです。政府のスタンスを非常に評価してくれまして、いわゆる銀行の貸し渋り状況は緩和されたと言いつつ切ったんですが、現実的には数字の上では全く、頑張っているのは地域金融機関だけ、あるいは第二地銀だけというふうな、どちらかというと非常に厳しい見方がされているわけなんですけれども、一体貸し渋りをなくしていくという決意は本当のところなんでしょうか。

○参考人(中原真君) 貸し渋りの背景ということでは先ほど資本面の制約とそれから景気あるいは業績の悪化ということとを申し上げたんですが、実は数字の方は先ほどいろいろと御引用されておる参

考人もおられましたんですが、実は四月に入りまして、先ほど申し上げましたけれども、全銀協の数字によりまして、月中の貸し出し額はかなりペースが戻ってきておるということでございまして、確かに、日銀の数字そのものは四月の平残でございまして、三月期末に流動化を相当やったとあるいは債権を償却したとかということと貸し出しが期末には相当落ちておりまして、その落ちた水準からスタートしているものから、四月の貸し出し平残というのはかなり低く出ている可能性があります。四月の末残の数字でございますと、かなりふえてきておる。

それから、四月に入りましていろいろな調整要因、流動化とかそういう要因がございまして、その辺を全部勘案いたしますと、例えば全銀協の末残の数字でございますと、三業態合計で実は調整後では前年同月比、四月は二・八%伸びている、こういう数字が出ております。

数字の点、この一月ぐらいのものを見て判断できませんけれども、全体の流れとしては期末をクリアし、自己資本比率を達成し、そして金融安定化二法案がスタンバイしてくれておると、こういう状況で事態は改善の方向に向かっているのではないかと期待をしておるわけでございます。

それから、全銀協としてのコミットメントといいますが、決意といいますが、これにつきましては説明でもお話し申し上げましたように、会長による指示あるいは傘下銀行に対する通達というのをたび重ねて出しておりますが、いかんせんこれは全銀協という組織上の問題もございまして、もちろん強制力のあるものではございませんが、会員銀行の意識をさらに高めてもらうよう努力をしておるところでございます。

それから、個別銀行といいたしましても、中小企業取引は平成十年度も最重要な営業分野の一つということと位置づけられておりまして、申し上げましたとおりいささかも貸し渋りの御批判を受けることのないよう、また円滑な資金供給が我々の責

務であるという意識を現場にまで徹底しようということ、支店長会議等で指示をしておるところでございます。

中小企業との取引というのは、実はほかの銀行さんも全く同じようなことだと思ひますけれども、コマーシャルバンクとしては今後の戦略的な分野というふうな理解しておりますが、この点はほかの銀行さんと同じと思ひますが、大企業取引というものが次第に直接金融の方に移っていくという中で、コアの収益、ベースとなる基本的な部分での収益の安定化を図るためには、商業銀行といたしまして中小企業取引、それからリテール業務、これをしっかりとやっていかないと、こういう認識を持っております。ミクロの部分ではいろいろな御批判をいただいております、またそれを一つ一つ丁寧に直していかなくてはならないというふうには理解しておりますけれども、全体的な位置づけといたしましては、中小企業取引、これは非常に重要な分野だと、こういう認識でおりますし、その方向でさらに強めていきたいというふうに考えております。

○保坂三蔵君 そうはおっしゃいますけれども、先ほど大阪商工会議所の副会頭の池さんからもお話がありましたとおり、都市銀行に対する恨みつらみはすごいんですよ、これは。今のリテールの話もありましたし、基本的なスタンスとしてはわかりましたけれども、現実的に普通貸し渋りなんて起こすのは資本の内容が悪いところに金融機関があるという相場ですよ。ところが、今はいいところにやるわけですよ。

〔委員長退席、理事吉川芳男君着席〕
これは、僕はある意味では都市銀行の宿命的な、例えば国際競争力だとか、あるいは内外からの評価だとか、そういうものは気にしていけば、当然もう九七年あたりからあれでしょう、各支店長にまで目標を掲げて資本圧縮の方針を打ち出しているわけでしょう。そういうものと今言っていることはちよつと合わないんですね。現に、十年前と違うのは、さっきお話があった株安、円安で

すから、この含み資産も減少しているだろうし、それから、海外の資産の膨張なんというものは現実には自己資本比率を下げるわけですから、そういう中でいけば、優良な金融機関までがそういう方向でやらざるを得ないということからいくと、どうも都市銀というのは、中小企業が最も命綱としている、貸し渋りということとは、現実には選択融資だとかあるいは行内の融資枠なんか、支店長レベルでやっていた本店の違う判断でばつと切られたら、実際問題としては支店長が右往左往するだけです。そういう混乱が今起きているということをおえて指摘しておきたいんです。

この間、帝国データバンクの、金融機関の姿勢に批判が高まっている、倒産の中で貸し渋りの実例を聞きまされたけれども、ひどいものなんですね。私も、現に同じような例で貸し渋りのために某銀行と交渉しましたけれども、現実にはこれ救えなかった。長い取引で、もう七十年も取引している地元の顔とも言うべき中小企業が倒産したんです。そういう例は枚挙にいとまがない。苦情処理機関が全銀協の中にあるわけでしょう。そういうところになって恐ろしく来ていると思うんですよ。我が党は、去年の暮れから今年の四月まで、苦情処理と救済についての、貸し渋りについての窓口を設けましたら、ここへ何と三百一十二件来ていますよ。大半は政府系の金融機関で救済しました。

来ましたが、僕は公的な資金の投入までやっている全銀協、都市銀行は本当に中小企業や地域の金融から手を引くならば、もう地銀さんとか、あるいは全信連に任せますよと言った方がいぐうない厳しさを私はあえて申し上げたいと思うんですね。クー参考人だっておっしゃっているとおりの、内容の悪い信用機関は貸し渋りというのにはリストじゃないか、やるのは当然だということがあることは前にどこかで私講演で聞いたことがあるんですが、やっぱりそれは内側から見ればわからないわけじゃありませんけれども、もっと貸し渋りというものが言葉のあやだけで、我々は適

正な判断をして、相手が悪いんだと。さっきも出ましたよ。健全な企業になれば支店長に任せる。健全じゃないんです、相手が今。だったら、もう少し支店長レベルで行内の格付をしつかりとできるような、表からもわかるような一つの基準を内々に明らかにすべきじゃないか。そしてまた、そういうものではなくて、事業の方向性とか、あるいは経営者の資質によって評価できるような成功例や何かを示して、そのとおりやりなさいというような誘導をやるべきじゃないかと思うんです。そのあたり、言いつ放しで恐縮でございますけれども、全銀協の方にお願いをしておきたいと思ひます。

特に、倒産の中で貸し渋りによる倒産がデータの中でも、これ全国企業倒産集計の九七年の速報では十五兆一千二百億円、戦後最悪で昨年を上回っている、こういう状況下にありまして、貸し渋りはこれはもう絶対に、私どもからいえば企業がどう言いかえしようと思ひ、こういうふう

に申し上げたい。特に、さっき申し上げた信用組合あるいは信用金庫は、これ東京の例なんでもございですが、間接融資で信用保証協会を使って頑張っていますけれども、昨年は対前年度比で二四・〇％、信用保証の承諾ベースを上げています。ところが、都市銀は、そんなに上がったと言いがら一二・二％ダウンなんです。これ数字が物語っているんですね。本当のことを言うとも、もっと経営体質、厳しい環境下にある地域銀行が頑張つて、しかし自己資本比率は都市銀より高いですけれども、そういう実態を考えますと、もう少し両方で頑張つていただきたいということをおえて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

お尋ねしない参考人の方々ございましたけれども、時間の関係でどうも失礼いたしました。〔理事土川芳男君退席、委員長着席〕

○今泉昭君 民主党の今泉でございます。私は、野党という立場におりますけれども、同じ国会に身を置く議員として、今我が国が直面し

ている最大の課題というものが、我が国の現況のこの不況をいかに克服していくかということについては同じような考え方、何とかしたいかなきゃならないという気持ちを持っている者の一人でございます。

そういう中で、きょう参考人の先生方から、大変お忙しい中をわざわざこの会に御出席いただきまして、大変参考になるお話を聞かせていただきましてありがとうございます。時間的に制限がございしますので、最後の方まで全部質問が行くかどうかかわかりませんが、お一人ずつ質問させていただきますと思ひます。

まず最初に、葛城参考人に三点ほどちょっとお聞きしたいと思ひます。先ほど先生のお話をお聞きしておりましたが、どうも我が国の経済の今の実態というのに対して大変希望を持ちたくても持ちようのないような暗い気持ちに実はならざるを得ないわけでございます。私自身もそういうことについて大変な焦りを持っていることは事実でございます。

先生のお話によりまして、今のこのような状況は年度末いっぱいまで続くのではないかと、年度末いっぱいになってやっと底を打つのではないだろうか、それから一つの屈折点を迎えて回復に向かうのかあるいは次なる何か起こるのかというような御説明をいただいたと思ひますが、今一番注意をしておかなきゃならない点というものはどういう点だろうかということについて、もし御意見があればひとつお聞かせ願いたいというふうに思ひます。

それから第二点は、先ほど保坂先生の方からの御質問にもありましたように、我が国の今の金利政策の問題でございます。現在の実態を見ますと、卸売物価も一般的な物価もすべて下がっているような状態でございまして、そういうような状況におきまして、実質的金利は逆に高まるという形にならざるを得ないのではないかというふうに思ひます。

特に、先ほどからお話をお聞きしておりますように、貸し渋りが起こってまいりますと、どうしてもどこからか借りなければ企業をやっているというところになりますと、高い金利でもいいから町の金融機関から借りざるを得ないということでありまして、実際上デフレの中で実質金利が上がるということに加えて高い金利でもって企業を運転していかざるを得ないというふうな実態でございまして、こういう日銀におけるところの低い公定歩合、低金利政策というものは何らもう意味がなくなっているんじゃないか。むしろ、逆に高齢者の預金が減っちゃって購買意欲が一つもわかないというふうな悪い方面に波及が行っているのではないだろうかというふうな気がしてならないわけでありまして。

もう一つは、今、日本が低金利でやって、結局いい思いをしているのはアメリカだけじゃないか、海外だけじゃないかというふうな気がしてならないわけでございます。そういう意味で、現在我が国がとっているこの低金利政策というのをこれから先も続けていく意味があるのかどうかというところについてお聞きしたいというふうに思ひます。

それから第三点、これは非常に小さいことではございますが、実は昨年の十一月に財政構造改革法案を審議いたしました。その際に、私どもは野党の立場でもございしましたが、今の景気実態というのにも大変危機を抱えておりまして、大反対をしたわけでありまして。その際に、政府が盛んに言っていたのは、投資もまだ上向いているじゃないか、所得も向上している、順調な回復過程だというのがその理由の一つであったわけでありまして。我々は、春先からの消費税の引き上げあるいはまた減税の打ち切りから、逆に消費は低迷をしているという見方でございまして。

今振り返ってみますと、専門家の方々は我が国の景気の山は三月だったという方々と、むしろ去年の一月だったという方々がいらっしゃいます。

そういうことを考えてみますと、既にもう我々が昨年審議をした十一月の段階においては、我が国の景気は明らかに下降傾向にあったことは間違いないかたじけなく、そういう意味で、先生は景気の山と谷の間の何月ごろにあったというふうにご意見を伺いたいと思います。

その三点、まずお聞きしたいと思ひます。

○参考人(眞壁寛明君) 最初の問題でございますが、景気の先行きが非常に厳しいものがある、暗いものがあるということ、この年度の年末ぐらいに底を打つが、その後一体どうなるのだろうか、その場合何を注意していったらいいのか、こういう問題でございます。

実のところ、先ほど参考人からの御指摘がございましたとおり、放置いたしますと、九九年度というのは再びまたデフレ的な様相に逆戻りして、可能性が非常に高いという可能性がございます、それがはっきりしてくるかどうかわかりませんが、それが見えてくる時期というのがこの年末ぐらいの時期になるかと思うわけです。折から予算審議本格化という時期に、まさしくそういう経済の翌年の地合いがはつきりしてくるということ、今度こそ間違いのないように官庁並びに民間エコノミストの景気判断によく耳を傾けていただくしかないという形でございます。

そのときの政策選択としていかなるものがあるかということにつきましては、先ほど来公共事業の方が即効性はあるということで御意見があったわけでございますけれども、私としては恒久減税というのでも考えております。

この理由につきましては三点ほどございますけれども、一つは、恒久減税をやるといことは、当然のことながら、財源問題とリンクした構造改革とのパッケージじゃないとできないということがあると思ひます。いずれの段階かにせよ、財政構造改革をやらなければいけないという課題は将来的にあるわけでございます、それとリンクさせる形でパッケージ化した恒久減税というのがな

されるようであるならば、恒久減税に一つの価値があると思ひます。第二の恒久減税の利点というのは、当然のことながら、一時減税よりも消費傾向が高くて消費促進効果が高いということでございます。それからさらに三つ目といたしまして、私も検証できているわけではございませんが、公共事業については何となく過去何十年にわたって行われてきたけれども、その効果たるやある特定業界を通じて流れているというところに何となくさん臭いがある。しかしながら、個人の財布を通じて個人の選択に任せた結果、いろんな産業にあまねくお金が流れるということでは、資金の最適配分という面で減税による景気促進策があっても悪いものではない、そういうような理由があるわけでございます。

公共事業の追加とそれから恒久減税とどちらを選ぶかということ、まだ十分に議論しなければなりませんけれども、双方を土台に乗せていただきたいというのが第一の観点でございます。

次に、金利政策の問題でございますけれども、九五年に最後の公定歩合が下がりまして、それから昨年の半ばぐらいまでの間に日銀短観で分析してみますと、大企業、中小企業分けて、利益率がそれぞれ改善しているわけでございますけれども、その中で中小企業の場合には改善のポイント幅がほとんど利下げ効果で実現してきております。ということは、この過程においてはそれだけの効果があったということでございます。片や大企業においては、利下げ効果のポイントもそこそこあるわけでございますけれども、みずからの雇用調整等リストラの効果も片方で読み取れるというところでございます、金利低下の過程での利下げの効果は双方にあったというのが昨年の半ばまでの状況だと思ひます。

しかるに、今後どうかということでございますけれども、おっしゃるとおり物価がどんどん下落してまいりまして、実質金利が高くなってきております。しかしながら、マイナス金利の世界というの私は想定できるものだと思っております。

るので、政策の幅としては〇・五％しかないというところでは、多少〇・五下げたところで実質金利低下幅については限りがある、ここはやはり最終的には財政政策の出番ではないかという形でございます。金利政策については確かに実質金利の上昇効果はあるものの、余り期待すべきではないと考えております。

それから、景気の山、谷の議論でございますけれども、実は私、まだこちらの方へ就任してわずかしかたっておりませんが、私どもの研究所の当初の主張では昨年の五月というのをいち早く提示しておりました、その後いろいろと精緻な統計が出てまいりまして、今は三月説、一月説などあるわけでございますけれども、一応私どもの研究所では昨年の春先には既にピークを打ったというところで認識しておりました。それが一月になるのか三月になるのかというのは、今後の公的な場で詰めていただければよろしいと存じております。

○今泉昭君 ありがとうございます。

次に、参考人三三位までまたお聞きしたいと思ひます。

第一点は、一般的に報道されるように、日米の経済の明暗というのはもう全くすこい差があるわけでございます、両国の経済の実態から比較しまして、何でもこんなに差が出ないかならないのかという疑問が私どもとしては大変あるわけです。

確かに、アメリカの場合は財政が好転してきてまして黒字になるということでございますけれども、アメリカは世界にお金を借りまくっていて、実は債務国の最たるものがございます。しかも、月々の貿易収支なんというのは毎月のように赤字を垂れ流しているわけでございます。そういう国が、実は株はぼんぼん上がっている、景気はいいというふうな状況にあるのに反しまして、日本の場合には、御存じのように毎月百億ドルからの貿易の黒字を重ねながら、しかもアメリカなんかには二千億ドルからの金を貸しているとか、方々に金を出しているながら、どこから見ても日本経済のファ

ンダメンタルズは今にもパンクしそうな状態だとは言えないような我が国がこのような危機的な状況にあると世界各國から言われているわけでありまして、この明暗の確たる差というのは一体どこにあるのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから第二点、実は三月の決算期におきまして、先ほど参考人も申されましたように、要するに株がどれだけ上がるか、為替がどれだけ上がるかによって、実は企業の貸し流りのふえる状況がますます拡大していくということをおっしゃいました。

また、あわせて、三月の決算期の状況が結局のところ、それぞれの企業、特に金融機関の資産の実態を明確に示すことになるから、これが金融不安を増大させるからということで、一部の政府筋からはP/KOという問題が盛んに議論されておりました。要するに、プライス・キープ・オペレーションを政府が意図的にやるんだと、あるいは政党サイドで意図的にやるんだというようなことが盛んに実は流された時期がございました。こういう動きに対して、先生はどのようにお考えでしょうか。そういうことを意図的に国におかれてやるべきなのかどうか、政府の立場でやるべきなのかどうかということを第二点としてお聞きしたいと思ひます。

それから、第三点でございますけれども、三十三兆円からの公的資金の投入がありました。このことによりましていわゆる金融機関の資本面からの強化を行っていく機会をつくったわけですが、実際に活用されている、例えば優先株の購入の実態を見ましても二兆円程度しか利用されていない、こういう実態があるわけでありまして、これだけのものを用意しながらほとんどそれが活用されていないのではないだろうか、もっと活用すればこの貸し流りというものが解消されるはずなんだというふうな私ども素人は思うわけでございますが、このことについて、システム上の欠陥というものがあるのかどうか。

○参考人(リチャード・クー君) 日米経済の明暗
といいますが、すごい差という御指摘だったわけ
ですが、確かに今の日本を見ると私もそういう印
象を受けます。こんな国にいつまでもいいの印
象かと思うくらい海外に行くと日本のことをぼろ
くそに言われるわけですが、これは確かに
そういう部分はあると思いますが、その認識
ギャップも私はかなりあるという、この二つがあ
ると思います。

今のアメリカ経済というのは、八〇年代から九〇年代前半にかけて大変苦しいリストラをやり抜いた。その結果、企業もまた個人も筋肉質といえます。非常に強い力を持ってきたわけで、それが今花咲いているということだと思います。このプロセスは実は十五年前にまさにレーガン革命から始まったわけで、当時レーガンがあいいうことをやろうとしたときには随分いろいろ非難を受けたわけでですけども、今、十五年後に振り返ってみると、あれは正しかったんだという見方に多くなっている。ということは、構造改革というのは十年から十五年かかるんだという覚悟でやらなくちゃいけないわけです。

レーガンは当初、先ほどもちよつと触れましたように、これをやったらすぐ景気がよくなるというようなことを言っちゃったわけですが、結局十何年かかる。ということ、今からやってもその効果が五年、十年、十五年後に出てくるわけですから、これは余りおくらせてもらつては困る。そういう意味では早く構造改革を進めていただきたいという気がします。

日本の場合、残念ながらバブルの発生と崩壊というのをこの間に経験してしまったわけで、一
回バブルが発生して崩壊してバランスシートが壊

アメリカでこういう状況が発生しますと、多くの人たちはまあいいやと。ウオークアウトというんですね。ウオークアウトというのは、借りた家からかぎを銀行に返しちゃって、車に荷物を積んで隣の町に行って新しく始めちゃうというのをウオークアウト、リターン・ザ・キーというか、かぎを戻すという発想なんですけど、もうどうせ債務超過ですからこんな家の借金を払ってもしようがないじゃないかと。

日本にはそういう選択肢はないんですね。日本の社会または日本人の発想の中にそういうものはない。やっぱり所得がある限りはできるだけ借金を返しませうというのが個人の行動でもあり、企業の行動でもあり、銀行の行動でもある。そうなりますと、日本じゅうが今どういう行動をとっているかという、資産がここで負債がここなんですが、それを少しずつ減らしていつて借金を返していつて、これがバランスすればまた元気を持つて新しいスタートを切ると思いますが、このプロセスにおいては景気はなかなか回復しないわけであります。それを支えてきたのが財政であつて、この間、所得さえあれば日本の人は極力借金を返そうという行動をとるわけですから、それが今までの日本経済を維持してきたのかなと。私はここでもしも財政をやつていなかったらもっと日経本経済はひどくなつていただろうというふうに思っています。

も、イメージのところではちょっと御指摘があったけれど、これがファンダメンタルズの部分ですけれども、これも実際にそのとおりでありまして、今は残念ながら日本の投資家の皆さんも含めて、アメリカのリカにさえ投資していれば大丈夫だと。もうアメリカ

字、貿易赤字は大変な金額であります。やがて、御指摘になりましたとおり、アメリカの総需亦その貿易赤字がアジア経済危機を引き起こしたということを考えますと、アメリカでもそういうことが起きないとは限らない。ただ、今投資家の皆さんはそれを全部無視してアメリカの強いところばかり見て投資している。私はこれはちょっと怖いことだというふうに思います。一回マーケットが指摘された貿易収支に注目して、これはドル高が危ないということになったら今度は全部が逆に回り始めますから、そういうことも考えてアメリカを見るべきじゃないか。

一方の日本は、今悪い方ばかりが強調されていますけれども、御指摘のありましたように、貿易収支、経常収支は極めて大きな黒字になっている。ということとは、アメリカのエコノミストなどには、今回はアメリカの生産性が物すごく上がっているから景気が拡大しているんだということを言っておりますけれども、本当に生産性が上がっているならあんなに貿易赤字が大きいはずがないということを考えても、もっと日本の評価が高まってもいいんじゃないかという気がします。したがって、実際に悪いところといったところはお互いにあるわけですからけれども、今のイメージはそれをはるかに超えているという気がします。

三月の決算期の問題と株と為替という御指摘がありました、確かに三月が過ぎて四月になってから貸し洩り問題は少し楽になったというふうに聞いておりましたが、どうやらまたここに来て貸し洩りがひどくなってきたというんじゃないかというのが私の受けている印象であります。

それは残念ながら無理もないことで、これだけ

この三月末についてももう一つの御指摘は、P K Oとかこの辺はどうかということですが、私にはP K Oは大失敗だというふうに思います。やるべきじゃなかった。P K Oで一万八千円は大丈夫だというようなことを言いますと、三月の終わりがらいになりますともう売り物ばっかりになっちゃうんですね。一万八千円で買ってくれるならぜひ売りたいと、それが重なっちゃうだけで一万八千円は絶望的ということになってしまいうわけで、P K Oですとか会計制度を変えて土地の含みを入れるとか入れないとか、ああいうことも私はやるべきではなかったんじゃないか。

特に自己資本投入をするというときに同時に会計を変えたという、この二つを一緒にやったのは私は大失敗だと思います。もしも政府が自己資本強化をするのであれば会計制度は変えるべきじゃなかった。もしも会計を変えらなかつたら自己資本の投入はすべきじゃなかった。両方やっちゃったものですから非常に海外の人氣は落ちてしまひまして、これはネットではマイナスだったのではないかとこのうふうに思ひます。あの会計制度を変えなくちやいけなかつたのは、恐らく金融安定化策が本当に国会を通るかどうかわからなかつたのとどちやあえずこつちを出しちやつたという当時の

事情はあったと思いますが、結果は海外の評価はがた落ちということになってしまつて非常に残念だったというふうに思います。

この三十兆円の投入について一・八兆円しか導入されていないのはシステム上の欠陥があるのではないかと御指摘でしたが、銀行という世界は非常に特殊な世界なんです。これはもう信用があれば何でも可能、信用がなければすべてが不可能という世界です。

一九三三年のアメリカで同じように自己資本強化ということで優先株を銀行に発行させようとしたときにも日本と全く同じことが起きております。あのときもアメリカの銀行は名乗り出なかつた。それに対してあのときはルーズベルト大統領が一番格付の高いモルガン銀行を呼んできて無理やりモルガンに発行させて、それでほかの銀行が安心して発行したという経緯もありますので、そういう点では日本とアメリカとよく似ているなという気がしております。

嫌がっているのではないかと御指摘ですが、ここが今日の銀行の置かれていた非常に厄介な点でありまして、マクロ的に、つまり日本経済全体という観点から見ますとまったくもって貸し出しはふやしてほしいわけですし、そのためにもっと自己資本を強化するというのは必要なのですが、一方で多くの欧米の銀行アナリスト、または格付機関からは銀行は全く別のことを言われているんです。

今の銀行の資産に対するリターン、資本に対するリターンを見ると日本の銀行の資本は大き過ぎるではないか、もっと減らせよというこれまで猛烈な圧力を受けているわけでありまして。そうすると、ミクロから見ると、もっと貸し出しを減らしてもっと自己資本のリターンを上げなくちゃいけない、一方で、マクロで見るともっと景気を維持するために貸し出しをふやしてほしい、この二つが今日の日本の銀行の、ミクロとマクロが全く矛盾しているんです。

いけないわけですから、自己資本をふやすことについて。そうするとますます自己資本に対するリターンは落ちますから、これはどうしたものかと。株主代表訴訟に遭つても困るなと、こういうことになるわけですね。マクロはしかしこれをやっても構わないと日本経済は沈没してしまう。私は、こういうときにはミクロはちょっと我慢してもらつてもマクロを優先すべきじゃないか。政治家の皆さんも含めて、そういうことをはっきりと世界の金融界に向けても、またはアメリカの政治家に向けても言っていたきたい。じやない、この二つの全く違う流れの中に銀行が置かれてしまつて、銀行も身動きがとれないんです。自己資本をふやそうと思うと徹底的にたたかれるという部分もあるわけで、その辺はまさに皆さん政治家の方々が海外に向けて、今はこういう状況だからこれをお願いしているんだとやっていただきたいというふうに思います。

○今泉昭君 ありがとうございます。

○加藤修一君 公明の加藤でございます。きょうは、参考人の方々、大変お忙しい中御苦労さまでございます。大変ありがとうございます。

私は、北海道札幌に住んでいるわけですが、先ほど来いろいろ話がありました、中小企業業の状況というのは極めて厳しい中にあるわけでありまして、まず最初にクー参考人にお尋ねしたいわけでありまして。

先ほどの意見陳述の中についてでありますけれども、総合経済対策十六兆円のことに関しまして、そこに言及した際に、公共事業の関係で、よいプロジェクト、悪いプロジェクト、そういったことを言っている段階ではないという話がありました。確かにそのような局面にあることは事実だと思いますが、ケインズが言っていますように、穴を掘って埋めることに金を使ったとしても効果があつた、それはそうなんですけれども、確かにそういう一面も、そういうことがあることは事実なわけですね。

先ほどの回答の中にもありましたように、公共投資は即効性がある、いわゆる建設効果は当然一時的にあるにせよ、問題なのは、やはり共有効果といえますが利用効果、そういった波及性が非常に恒久的に続くことが大事だということに考えるわけですね。やはりそういった意味では、きちんとした社会資本の整備を今の超低金利といったときにやるべきだと私は思っているわけですね。

そういった意味から考えていきますと、情報通信とかあるいは福祉とか新しい分野に投資をして、いわゆる産業を育てる、経済構造の改革につなげていく、そういった政策を進めるという観点も極めて重要ではないかと思つておられるわけですね。そしてその効果をもつて雇用の受け皿をつくる、そういう道筋も大切だということに考えているわけですね。この辺についてどのように思っているかということが第一点です。

二点目は、減税の関係なんですけれども、今の規模の減税ではだめだ、やるべきならびつくりするぐらいの大減税が必要であると。一体それはどのぐらいの規模がびつくりするような規模になるのか、その場合に恒久減税というアプローチになるのかあるいは特別減税という話になるのか、そこが第二点目なんです。

第三点目としては、先ほどからずっと話が出てくるわけなんですけれども、いわゆる海外の日本に対する懸念というのがあつて、円安あるいはさらに株安につながっているという話があつて、相関係数が〇・九程度ぐらいいなっているという話がありました。

海外から見ると経済運営については非常に不安がある、そういうことでさらに財政法の絡みでストップ・アンド・ゴーと、そういうふうになつてはいけないうことを我々は受けているわけですね。けれども、端的に言って今の財政法は私は執行停止にすべきだと思つておられます。この辺についてどう思つておられますか。これが第三点目についてはどうでしょうか。これが第三点目

であります。以上です。

○参考人リチャード・クー君 よいプロジェクト、悪いプロジェクトという点は、私は今の日本の世論が余りにもよいプロジェクトプラス景気回復という欲張りの議論になつておられる気がしたのであえて極論のような話をさせていただいたわけで、もちろんこれは御指摘のあったような将来性のあるプロジェクトにどんなお金が行くことにしたことはない。私もそうなんだけれども、いいことというふうに思いますが、そうならないからといって景気対策がきかないんだという論調が出てきているのは私は非常に要注意だと思つておられます。非常に危険であるという気がします。

私は財政は大変きいていたというふうに思いますが、きいていなかったら、あれだけ財政を切つてこんなに日本経済がたがたになるということはありません。きいていたもので、中にはいいプロジェクトもあり、中には悪いプロジェクトもあったかもしれないが、財政が支えてきたものというものは絶大なものでした。その柱を切つてしまつたもので、それから今のような状況になつてしまつたわけで、そういう意味ではもしもやめていなかったらどんな状況になつていただろうかというところから波及効果という計算をしてほしいという気がします。

何もやらなくても今の状況、やればもっとよくなるというのが多くのエコノミストの財政支出に対する非難なんです。もっとよくなるならなかったからきかなかつたんでしようという話になつていくわけなんです。実はやめていなかったらそれこそ我々どんな底になつていただろうか、それを財政で支えてきたと、そちらから計算すれば財政が支えてきたものは非常に大きかったです。したがって、余りプロジェクト内容で議論が左右されないようにもつと根底の部分も評価すべきではないかというところでお話ししたわけで、それがいいプロ

ジェクトに向かえばそれはそれにこしたことはないということでもあります。

びつくりするくらい減税というのはどんなものかという御指摘でしたが、結局どうも余りびつくりするようなものをやると国民がついていかないうちで、この国はマスコミでは大胆な政治決断とかいうことが盛んに言われますが、実際に大きな話をやると何かもうたまたまかたてしてしまう。

例えば、何年前か前の十八兆円減税、私はあれは正しい政策だったと思います。まさにアメリカから見ればあれは正しい政策だった。ところが、出てきた途端もうたまたまかたてちゃって、それで結局にっちもさっちもいなくなっちゃった。あのとき、十八兆円やっていけば、今ごろ日本経済は絶対こんなことにはなっていなかった。恐らく、世界から非常に高い評価を受けていたんだと思います。

でも、そういうつまり余り大きなことをやっても、まだそこまで国民の危機感が行っていないのか、それともマスコミの危機感が行っていないのか、わかりませんが、結局たまたまかたてちゃうんですね。そうだとしたら、残念ですけども公共事業で中央突破を図るしかないのかなと、そういう気がしております。

本当は、恒久減税で、しかもそれは税制改正を伴う恒久減税と。単にお金を配るということではなくて、もうビッグバンも実際に進行しているわけですから、ビッグバンで人々がリスクをとれるような税制体系にしていって、アメリカやイギリスの投資家と十分日本人たちが勝負できるような税制にしていって、そういう大規模な恒久減税というのが私は一番中長期的に日本にとっては必要なんじゃないかという気がします。ただ、あの十八兆円の結末を見ていると、なかなかそういうことを言う気もなくなってしまうんですが、私はまだまだ税制面で日本でやることはたくさんあるというふうに思います。

あと、ストップ・アンド・ゴーについてですけども、もうこれだけ同じ間違いを繰り返してき

た。せっかくこれまで十五兆円とか十四兆円とかいような景気対策が打たれてきたわけですから、ちょっと景気がよくなると、またそれをたいてしまっただけでポシャってしまおうというこの繰り返しの繰り返しですね。それだけは何となくやめてほしいなという気はします。そういう意味では、財政改革法の凍結ということも私は考えてもいいんじゃないか。

どうしても今の日本の議論というのは欲張りの議論だと思ふんですね。いいプロジェクトも欲しいけれども景気回復も欲しいとか、景気回復も欲しいけれども財政再建も欲しいとか、こういうちよつと欲張った議論があるもんですから、いつになっても本当にこの国はどっちへ向かっているのかということが見えなくて、結果として両方ともやられてしまう。私は、こういう緊急事態ですから、どっちが先だということを皆さんが決めていただいて、それでまさにそういう方向で突き進んでいただきたいというふうに思います。

○加藤修一君 葛壁参考人にお願ひしたいのですけれども、先ほどの陳述の中では、一時的な減税ではだめである。私なんかも、大減税が一つの大きなポイントではないかと思っているわけですから、ただ大減税をやったとしても、国民の先行き不安感、それが必ずしも払拭されるわけではないと思ふんですね。不安がまだまだ解消されないで残る可能性がある。先行きというのは、やはり将来のいわゆる年金の給付などという面での不安も当然あるわけでありまして、そういった点から考えていきますと、やはり総合的な社会福祉政策、そういったプログラムを示すことも一つの政府からのシグナルとしては大切ではないかと思ふんです。それが第一点です。

それから二点目は、クーパー参考人の話とも関係するわけですが、先ほどたしか葛壁参考人は公共事業の関係で特定の業界云々という話をなされたように思ふんですけども、その辺のことについてもう少し詳しくお話を伺いたいと思ひます。

以上二点でございます。

○参考人(葛壁寛明君) 一番の御指摘については、先ほど言葉足らずでございましたけれども、当然のことながら、恒久減税を考へるに当たっては、その財源手当てとして行政改革を中心としたプログラム及び税制改革のプログラム、これがパッケージでないとできないというふうな認識を持っておりまして、そういう面におきましては、恒久減税は総合的な社会保障のプログラムとセットであるという御指摘については全く同意いたします。

次に、公共事業の場合、特定の業界というのは特に実際はこの場合に建設業を指すわけですから、でも、現実の建設業は七百万人の雇用者がいるという中で、非常に今不況感が強いわけですから、す。だからゆえにその対策を打つ必要があるという面と、一方で七百万人の建設労働者が年間で二十万、三十万という単位で減少しているという状況にあるわけでございます。だから、そういうところにお金がいくことによって雇用の拡大に直接的につながるといふところ、ほっておけばどんどん減っていくところに入れた場合にそれが効果としてどうなんだろうかという議論からした場合に、私はちよつと欲張りでございますので、公共工事のほかに減税というものも考へておいてほしいんじゃないかというふうに考へた次第で、そのような発言になったわけでございます。

○加藤修一君 中原参考人にお願ひしたいのですけれども、先ほどからさまざまな質疑が繰り返されております。BISの自己資本率八%、非常にきつい数字でありますけれども、都銀は現在ある話によりまして一五%を目指しているという話を聞くわけですが、こうであるとき余計な貸し付けというものが進むということにもなりまして、きょう全銀協の代表というところで来ていらっしゃいますので、今後貸し付けを改善していきま

すということをもう少し具体的に述べていただきたいということが第一点。

それから、不動産の価値がどんどん下がっている中、いわゆる不動産担保至上主義といひますか、そういった考へ方も変えなければいけないような部分があるかもしれないわけですが、そういった意味では、企業の知的所有権とかあるいは無形のいわゆる技術資産、そういったものも積極的に評価すべきだという考へ方もあるわけですが、この辺についてどのように考へてでしょうか。

○参考人(中原眞君) まず自己資本比率でございますが、おっしゃいましたとおり八%というのがBISで決まっておりますけれども、先生今一五%を目指しておられると申し上げましたけれども、これは物すごく高い数字でございます。恐らくROEが何かの点をおっしゃってられるのかと思ひますが、基本的に自己資本比率は私ども最終的には一〇%を何とか達成したい。実はもう何年前に一〇%近いところまで行っておりました。それから、一部の都市銀行さんで既に九%を超えているところも何行かございますし、一〇%という数字はそれほど実現不可能な数字でもございません。これは一般的に欧米のマーケットで優良銀行と言われるためには一〇%の自己資本比率が要するという議論がされておられるわけでございます。一応それを目指しておられるというのが現状でございます。

それから、BISの方でも八%という自己資本比率というものが果たして妥当なのか。この数字の根拠というものは実は余り具体的なものはございませぬ。銀行のリスクというものは非常にふえてきておられるという状況からいへば、もっと高くてもいいという議論もあり得ると思ひますが、欧米の銀行等も八%はやや高いのではないかと、こういうことを言っておられるところもあるようにございまして、この議論はいずれ出てまいらると思ひます。

現在、金融安定化のための諸施策のおかげで三月末も八%を超え、一部九%、何%、また地銀さんの方はかなり高い数字を既に達成しておりますので、今後不良債権処理、それから債権の流動化、

資産を圧縮するためには、貸し渋りというよりは、私も持っている資産をできるだけ効率的に使うという意味で資産をマーケットで売っていく、あるいは不要な資産をどんどん圧縮する、場合によっては不動産、建物、こういうもので不要なものはどんどん売るといふようなことで総合的な資産対策をとっております。何とか早く安定的に九割から一〇割を達成できないかと思っております。

それから、貸し渋りにつきまわしての具体的な対策ということでございますが、これにつきまわしては今申し上げたとおり、貸し渋りにつきまわしてはやはり個々の経営の問題でございますので、全銀協としてはなかなか一概に対応をとるというわけにまいりません。また、貸し渋り、総論としてはそんなものはやらないということはわかっておりながら、現実の問題としてはお客様の財務内容が悪くなっている、いや、これは大丈夫だと、こういうあたりの判断はなかなか現場レベルではやはり問題がどうしても起きてくるのではないかと。これにつきまわしては、やはり銀行としての社会的責任、それから長年の取引関係、こういうものを判断して、個々の銀行の経営の良識といえますが、責任感、これに任せていくしかないのではないかと。この気はしておりますが、引き続き現場レベルまでこの辺の意識を徹底するような施策は手を緩めずにとっていきたいというふうに思っております。

それから不動産担保至上主義、この点につきまわしてはまさに先生のおっしゃるとおりでございます。例えバコンピュータソフトとかその他の無形資産的なもの、あるいは将来の企業の市場にかかわる評価というようなものについて、それを審査する、評価する能力を高めていくべきだというお話だと思っております。これは先生のおっしゃるとおりでございます。大分コンピュータソフトを担保に融資するというようなものも出てきておりますし、また私も銀行内にそういう新産業を発掘する、それを評価する、こういう専門部署

を設けてこの辺の能力、機能を拡大していこうというふうに考えております。

○加藤修一君 終わります。

○谷本義典君 初めに高壁参考人に伺います。

高壁参考人のレジュメを拝見いたしますと、と、最後の方の経済の活性化ということで、構造改革の必要性を説いておられます。二つの柱を挙げておられます。そのうちの二番目がサプライサイドの強化ということで、規制緩和の推進と産業構造の高度化ということが強調されております。私は、庶民生活から見てみますと、安心して暮らせる地域社会というのが崩壊してきている。これはかなり大きなウェイトを占めているのではないかと。御存じのように、規制緩和、市場原理の徹底が行われるようになってまいりましてから自営業が崩壊する時代に入ってしまった。商店街が閉店街と化す、そして地域社会が崩壊していき。農村部も同じような現象が今進んでおります。庶民生活の基礎とも言うべき地域社会が崩壊する、という恐るべき現象が進んでいるわけであります。

こうした地域社会をつくってまいりましたのは、そこで生まれ、そこで育ち、その地域の人たちを相手に暮らしている農家であり、それから商店であり、中小企業の皆さんであります。それで、今こういう状況の中で、例えば商店で申し上げますと、やっぱ商店を再興していこうというところで、ぼつりぼつりと始まってきております。商店街の皆さんが組んで高齢者のケア活動を始めるといったような例等々が生まれております。ともかくも、安心して暮らすことができるという地域システムづくりをどうしていくかということが高齢化時代を迎える最大のテーマになってきた。

今の景気問題で見てみましても、家計支出の動向が最大のかぎを握っているわけでありまして、財布のひもを締めたゆえんというのは、直接的には賃金が上がらない時代、そして消費税の問

題、医療費の問題等々が重なって、よりひもがきつくなったということですが、その背景には、やっぱりもう一つ大きな問題として生活不安の時代、地域社会の崩壊というのが私はあったと思うんです。その辺のことについてどうお考えになるか伺いたいです。

○参考人(高壁賢明君) ここを意識して項目として挙げましたのは、今の米国の八年間にわたる繁栄、このもととは何かということを考えておりましたときに、結局、先ほどク参考人からあったのと同じ意見になるわけでございますけれども、レーガノミクスで規制緩和をやったということが、五年、十年たつて九〇年代に入つて花開いてきたという認識を持っております。それは規制対象になった通信とか金融とか、それから石油、ガスとかそういう産業の生産性を時系列で比較してみたと、初めのうちはやっぱり規制産業でございまして、他産業より生産性が低い。八〇年代を通じてようやくキャッチアップした。九〇年代に入つてようやくそれが一気に花開いて高い生産性を伸ばしている。こういうことがあったわけでございます。基本的には経済の活性化というのは企業が牽引していく、企業の創出した付加価値の分配が個人に適正になされることによつてうまく循環に入っていくと、そういうふうな考え次第でございます。ですから、先生のおっしゃったのと一面通ずるのですけれども、ある意味ではプロセスが逆だったということでございます。

ですから、私の論理に従いましたら、大店法でありますとか、あるいはありとあらゆる規制が撤廃されることによつて新たな産業が生まれ、それには十年、十五年かかるかもしれないけれども、それによつて生み出された雇用がその地域を活性化します。そういうメカニズムを通じて、新たな少子・高齢化社会の中の地域コミュニティの崩壊を防ぐ、こういうようなメカニズムを頭の中で想定していたわけでございます。

○谷本義典君 次に、中原参考人に伺います。先ほど貸し渋り解消についていろいろと努力を

されておられる話を伺いました。伺いましたが、やっぱり中小企業の皆さんが異口同音におっしゃるのは、もう銀行からの借入金金全額を返すな、金利だけ払うようにしなさい、そうしないと、後を借りることができなくなりますよと。これは皆さんそうおっしゃっていますね。

先ほど小池参考人のレジュメの一番最後の肝心の製造業の空洞化、ここまでお話を聞けなかったのが非常に残念なんです。実は貸し渋りというのがかなりそういう状況を起しているという事実注目していただきたいんです。

私もごく最近友人にこういうふうな話を伺いました。これは、工作機械をつくって新商品を開発するということで市中銀行に持ち込んだ。ところが銀行に聞いてもらえなかったというんですね。そこで、結局しようがないから中国へ工作機械を持ち込んでその商品の開発に入ったというんです。専務も御存じだと思えますけれども、この間の長野オリンピックでは受け付けたパジャナにかにしても、日本の工作機械を中国へ持っていく、そして中国でつくったものを日本に入れたのが非常に多かったという話も伺いました。

この話は実は非常に多いのでありまして、もう一つ例を挙げておきますという、海のなない県で私の友人が水族館をやろうとしたら、これも銀行説得に大変なエネルギーを必要としたということをおっしゃっていただきました。先例のないもの、独創的なものには貸してくれないというんです。長いこと土地本位制に依存してのんびりと商売なさっていた、そういう状況というのは今なお続いているというんです。これではベンチャー企業の育成といったってできやしませんよ。製造業の空洞化防止といったってこれは防止になりませんよ。だから、その辺のところをやっぱ市中銀行はもっと考えてやってほしい。

先ほど専務のお話の中でも、公的資金の支えで自己資本の充実をすることができたというお話がございました。やっぱり銀行の持つ公益性というのを評価してそれをやってきているわけでありま

すから、もっと公益性発揮という意味で、ベンチャー企業の育成や製造業の空洞化防止についても具体的な話を聞かせていただきたい。いかがでしょうか。

○参考人(中原眞君) 銀行の公益性ということについては、都市銀行の場合全国展開をしているわけでは、どこか一地方に引きこもって今後商売をやるというつもりはございませんし、また地方で有力な、また将来性ある企業を発掘していくというのが今後の営業の展開の一つの大きなポイントになっていることは重々承知しております。またそのつもりで経営しておるわけでございますし、決して地域にこもる、あるいはもうある特定の地方から撤退するというようなことを今後いろいろと進めていくというようなことは毛頭考えておりません。

それから、空洞化という問題でございますが、多くの場合、今まで東南アジア等に安い労働力を求めて出ていくということで日本が空洞化する、あるいは金融の場合は日本の規制が厳しい、あるいはマーケットの自由度がないというようなことからむしろ香港だ、シンガポールだということと行くことによって日本が空洞化するという点ございまして、この点については今回の金融ビッグバンにより東京マーケットが国際マーケットとして生まれ変わるわけでございますし、心配はなくなると思えます。

金融がつかないから東南アジアに出ていくというような意味での空洞化は、私もまだちょっとそういう例があるかどうか理解しておりませんけれども、現在東南アジアにつきましても御承知のような状況でございますし、現地の金融も非常に私どもも苦労しております。また、東南アジアの場合にはいろいろと現地の規制もございまして、現地通貨での融資というものも大変厳しい状況でございますので、金融のために空洞化というような状況はそう簡単には起きないだろうと思えます。むしろ私どもは、中小企業が企業さんについて海外へ進出する、あるいは独自の技術を持ってマー

ケットを開拓するという意味で海外に出ていかれる企業については積極的に応援したいという気持ちでございますし、先生の御指摘の点、十分心にとめてなお努力したい、そこまでは申し上げられないのが現状でございます。

○須藤美也子君 参考人の皆さん、きょうは御苦勞まででございます。私、日本共産党の須藤美也子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座ったままで質問させていただきます。

まず最初に、中小企業の皆さんから先ほど来いろいろの御報告があったわけですが、三十兆円の公的資金を導入しながらその効果を期待したわけですが、現状はそういう貸し渡りは正されていなくて、そういうお話がいろいろ出されております。そういう点で、五月二十三日の日本経済新聞では、中小企業向けの貸し出しを減らしている銀行もあると。三和銀行は七千五百億円、あさひ銀行は一千億円貸し出しを減らしていると、そういう記事が載っております。

そこでお聞きしたいんですが、こういう事実が実際あるのかどうか。それを中原参考人にお尋ねしたいと思うんです。

○参考人(中原眞君) ほかの銀行さんの数字、状況につきましては私も何ともお答え申し上げる立場にございせんのですが、先ほど申し上げましたとおり、中小企業取引というのは、基本的には各都市銀行とも今後の営業展開の中で非常に重要な営業分野であるということを考えておるわけでございます。私どもの個別行の立場で申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、平成十年度も中小企業との取引を積極的に推進しようというところで考えております。

ちなみに、数字が出ましたので、先ほどの私どもの数字を申し上げますと、私も平成十年三月の中小企業に対する貸し出しは、表面上二千五百億ぐらい前年同期比増加しておりますが、実は期末に向けての債権償却やいろいろな条件がありまして、全体としては約五千億円弱増加しております。また、中小企業に対する比率も、私も合併

いたしました三年ほど前は六四％程度でございましたけれども、これを逐次上げてまいりまして今六八％弱ぐらいのところまで上昇しております。少なくとも私どもにつきましては中小企業取引は非常に大事分野であるという意識をはっきり申し上げておくことができると思います。

○須藤美也子君 冒頭の調査へ行った方々の報告、栃木県の報告をお聞きいたしますと、「赤字企業には貸さない」というのが金融機関、特に都市銀行の貸し出し姿勢であり、業績のよい優良企業しか経営資金を借りれないというのが実態である」と、こういうふうな報告されました。本来健全企業はそんなに融資を借りなくとも自力でやっていたというふうなことが先ほど来お話あったわけですが、企業が成り立っていない、借りなければ赤字が出ていく企業こそ借りたわけですよ。それに対して実際は赤字企業には融資はしないと、こういうような状況が報告されました。

それで、中小企業からはこのように先ほど来いろいろの報告があったわけですが、以前と条件を変えられているという話ありましたね、お二人の方から。そういう点で事実はどうなっているのか。また、大蔵省から三十兆円投入後融資条件について何か新たな指導があったのかどうか。その点についてお尋ねしたいと思うんです。

○参考人(中原眞君) 赤字企業には貸さないというケースが見られるというお話でございますが、基本的に銀行の場合、私御説明の中でも申し上げたんですけれども、赤字だから直ちに融資を引き揚げる、あるいは貸さない、新貸し出しをストップする、担保をふやす、こういうことはございせん。

プレゼンテーションの中で申し上げましたけれども、まずは御相談をいただいて、じゃ赤字を黒字にするにはどうしたらいいのか、再建策はどうかというあたりについてじっくりお取引先と御相談させていただく。そこでしっかりとした再建計画、将来に対しての見通しがはつきりしてまいり

ますれば、赤字企業といえども銀行は融資を続けますし、そういう企業に早く立ち直って、もっと拡大した取引をさせていただきたいというのが銀行の願いでございます。

私どもは先週末に決算を発表いたしました。実は今度リスク管理債権という概念で、従来の公表不良債権をさらに拡大した概念の問題債権を公表いたしました。私どもの貸し出し条件緩和と先債権、これは要するに再建中である、あるいは今ちょっと左前だから少し金利をまけてほしい、返済を猶予してほしい、こういうことでお客様と話し合いをした上で融資を続行している債権が八千四百億円でございます。

これは大変大きな数字でございますし、実は記者発表の席でも大分言われたのでございますが、私どもの八千四百億円の貸し出し条件緩和と先債権の中には非常に細かい、これは何百件もございまして、中小企業のお取引先で困っておるからしばらく待ってくれ、こういうものが入っておるわけでございますし、これこそまさに銀行としての社会的立場であろうということだと思えます。

それから、条件をどんどん変えられているという話でございますが、審査の考え方そのものは基本的に私どもは変えておりません。

ただ、お客様のほうが、どうしても財務内容が以前と比べて十分でない、また再建計画を検討といいますが、なかなか現実の問題としては今のようには先行き不透明で再建計画がお出しになれないというようなこともあろうかと思っておりますけれども、私どもは基本的に審査の考え方は変えておりません。

ただ、もう一つ申し上げておきたいのは、私どもは一方で、預金者の方から大切なお金をお預かりしておりますので、この運用を私どもはやっておるわけでございますから、もう不良債権をふやすわけにはいかない、これはまた私どもに課せられた大変厳しい使命でございますし、その辺を考えると何とかやっていくという立場に置かれているのが私どもの今の状態でございます。

それから、三十兆円について大蔵省から何か条件がついたのかというお話でございしますが、この点は一切そのようなことはございせん。

○須藤美也子君 それじゃ古川参考人と小池参考人に尋ねますけれども、ただいま全銀協の中原参考人からお話がありました。

しかし、お二人の資料によりますと、四月以降も貸し渋りが続いている、こういう深刻な状況になっているというお話でした。従来、融資を受けていたような企業も融資が受けられない、こういう具体的な状況がお話しされました。

そこで、実際に融資を受ける条件が今おっしゃったように以前と変わらぬのか、それとも変わったのか、その辺は実際、具体的に中小企業の皆さんはどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(古川敏一君) 今、須藤先生の御質問につきまして、中小企業と申ししても非常に範囲が広大で、約六百万ほどを擁している。したがって、貸し渋りということが、貸す方と借りる方の両方の立場から見まして、こちらが正しい、こちらが全然だめだと言ふのはなかなか難しいと思ふんですね。

ただ、全体のこととして二点申し上げたいと思ひます。

一つは、この参議院の国会の中でこれだけ貸し渋りに関する御関心が非常に濃く、これは非常に結構なことなんです。先ほど保坂先生もおっしゃいました、貸し渋りは悪である、私は国会でそのような決議をしていただければ、常識的な貸し渋りが現在行われているかどうかは別として、銀行にも御反省があるうし、借りる方も借りる方としてのあれが出てきて、やはり接点ができるんじゃないかと思ひます。国会において、貸し渋りは悪だという非常に大きなPRをしたら、これは物すごくいいと思ひます。

それから、二点目です。私は京都商工会議所の副会頭を長年やっておりまして、現在、京都の信用保証協会の理事をやっ

ております。毎月理事会が二つあるわけですが、現実に固有名詞の銀行を申し上げることはできませんけれども、市中銀行の十九行はほとんど保証残高が減少です。これは間違いございせん。それはやはり原因は貸し渋りなのかどうか、そこまではつきりわからないですね。これは固有名詞です。信用の問題もあるので、それは申し上げられません。

しかし現実の問題として、京都においては、市中十九行の保証残高が減少しているということは貸し付けが減っているということです。しかも、三月の末では、京都の信用保証協会といったしましては過去最高の五千億を突破しています。総額五千億を突破し、非常に激増しているが、市中銀行の保証残高は減少している。こういうところを見ますと、貸し渋りの意味についての見解がいろいろあると思ひますけれども、現実には市中銀行からの貸し付けが減少しているということ、これは否めないと思ひます。

もう一つこれについて付言したいのは、やはり土地価格がまた下がっているという現況なんです。これがやはり、貸す方にすれば担保の不足の上にさらに土地は下がっているじゃないかと、借りる方は、しかし借りるときは、君ももっと借りろと言ったではないかといううな、いろいろあるわけです。

したがって、国民の一人として、私はやはりその土地価格の安定化、多少でも下がるのをとめないと、先ほどおっしゃった深刻なデフレという感じをみんな持っているわけです。だから、これが非常に不安の材料で、銀行も貸し渋り、いや決して銀行の貸し渋りを是とはしませんけれども、しかしその立場としてはそうなるだろうし、借りる方にそう言われると、こうなんです。

しかし、難しい問題でございましょうけれども、私は土地価格の安定、多少今のダウンをストップする、これをひとつどこで何か一つの強力な政策を出していただくことが貸し渋りの一つの防止策になるんじゃないだろうか。

三点申し上げて、ひとつきょうの御関心に感謝を申し上げ、意見陳述を終わります。

どうもありがとうございました。

○参考人(小池俊二君) お答え申し上げます。

ある銀行では、都市銀行ですけれども、格付表をつくったんですね、十項目にわたって。ランクを決めているわけです。ちょうど銀行が格付されるように、銀行が中小企業に対する格付をしているんです。その表を私、手元に持っていてなかつたんですけれども、あります。上位の三ランクまでは貸せると、そうすると大抵の中小企業はそれの対象に入らぬわけですね。しかも、その格付されたところに対しては金利を上げる。したがって、都銀全体としては六兆円を中小企業向けに貸し出す、こういうことを全銀協で発表していますけれども、果たして内容がどうかというところ、今言った格付のいいところ、ここに貸せる。

だから、中小企業というのは雇用の七八%を維持している大変な産業でございしますが、それに該当するのはただかたかた一割くらいです。ですから、これからそういう六千四百万人の雇用を維持していくかどうかという瀬戸際にございします。で、やはりそういう格付によって決められたところだけが貸し付けを受けるということでは問題があるというふうには私に言いたいと思ひます。

もう一つ、一体貸し渋り対策でどのようなことを希望するかという、日本商工会議所で調査をした内容を見ますと、ずらっと全部政府系金融機関に対する依頼なんです。ですから、その証拠に今度の総合経済対策に対しても、中小企業運転資金円滑化特別貸し付けだとか、それから中小企業事業展開支援特別貸し付けだとか、これは二億七千万限度でございしますが、さらに開銀を通じて金融環境対応融資制度と、政府も真剣にこれを考えているんですね。ですから、まさに政府金融機関がこの貸し渋りに対して主役になったと、僕が先ほど申し上げたとおり。

実際問題、都市銀行に私自身、もう経験済みでございしますので、もう本当にぎりぎりまで三十日

の支手決済するのにこれだけの資金が必要だと。そうすると、本店に決済を頼むからということ、二重に対応しておくんです。案の定だめなんです。ですから、三重くらいやっていただくわけですね。ですから、資金が倍、三倍くらい必要だということ、何回も苦い経験を積んできました。そういう意味で、政府系資金はきっちり明確になっているので、政府系資金の充実ということをこれは考えていただきたいと、信用保証制度の問題を含めてお願いしたいと思ひます。

○須藤美也子君 時間ですので、ありがとうございます。

○委員長(斎藤文夫君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり、有益な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、中小企業の緊急支援等に関する請願(第二四二号)(第二六六号)(第五三三三三)
- 一、中小業者の仕事の確保するための緊急対策に関する請願(第四五〇号)(第四五一号)(第四五二号)(第四五三三三)(第四五四号)(第四五五号)(第四五六号)(第四五七号)(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三三三)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一三三三)(第四七二号)(第四七三三三)(第四七四号)(第四七五号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)(第四八一三三三)(第四八二号)(第四八三三三)(第四八四号)(第四八五号)(第四八六号)(第四八七号)(第四八八号)(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一三三三)(第四九二号)(第四九三三三)(第四九四号)(第四九五号)(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第四九九号)(第五〇〇号)(第五〇一三三三)(第五〇二号)(第五〇三三三)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一三三三)(第五一二号)(第五一三三三)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一三三三)(第五二二号)(第五二三三三)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一三三三)(第五三二号)(第五三三三三)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一三三三)(第五四二号)(第五四三三三)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一三三三)(第五五二号)(第五五三三三)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一三三三)(第五六二号)(第五六三三三)(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一三三三)(第五七二号)(第五七三三三)(第五七四号)(第五七五号)(第五七六号)(第五七七号)(第五七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八一三三三)(第五八二号)(第五八三三三)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一三三三)(第五九二号)(第五九三三三)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇一三三三)(第六〇二号)(第六〇三三三)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一三三三)(第六一二号)(第六一三三三)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二一三三三)(第六二二号)(第六二三三三)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一三三三)(第六三二号)(第六三三三三)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四一三三三)(第六四二号)(第六四三三三)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五一三三三)(第六五二号)(第六五三三三)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一三三三)(第六六二号)(第六六三三三)(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七一三三三)(第六七二号)(第六七三三三)(第六七四号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一三三三)(第六八二号)(第六八三三三)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一三三三)(第六九二号)(第六九三三三)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一三三三)(第七〇二号)(第七〇三三三)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一三三三)(第七一二号)(第七一三三三)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一三三三)(第七二二号)(第七二三三三)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一三三三)(第七三二号)(第七三三三三)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一三三三)(第七四二号)(第七四三三三)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一三三三)(第七五二号)(第七五三三三)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一三三三)(第七六二号)(第七六三三三)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一三三三)(第七七二号)(第七七三三三)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一三三三)(第七八二号)(第七八三三三)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一三三三)(第七九二号)(第七九三三三)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一三三三)(第八〇二号)(第八〇三三三)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一三三三)(第八一二号)(第八一三三三)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一三三三)(第八二二号)(第八二三三三)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一三三三)(第八三二号)(第八三三三三)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一三三三)(第八四二号)(第八四三三三)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一三三三)(第八五二号)(第八五三三三)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一三三三)(第八六二号)(第八六三三三)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一三三三)(第八七二号)(第八七三三三)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一三三三)(第八八二号)(第八八三三三)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一三三三)(第八九二号)(第八九三三三)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一三三三)(第九〇二号)(第九〇三三三)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一三三三)(第九一二号)(第九一三三三)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一三三三)(第九二二号)(第九二三三三)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一三三三)(第九三二号)(第九三三三三)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一三三三)(第九四二号)(第九四三三三)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一三三三)(第九五二号)(第九五三三三)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一三三三)(第九六二号)(第九六三三三)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一三三三)(第九七二号)(第九七三三三)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一三三三)(第九八二号)(第九八三三三)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一三三三)(第九九二号)(第九九三三三)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(一〇〇〇号)

一、抜本的不況対策に関する請願(第八一五

号)

一、景気回復のための積極的な経済対策に関する請願(第二四四号)(第一二五六号)(第一二八一号)(第二三二〇号)

第二四二号 平成十年二月六日受理
中小企業の緊急支援等に関する請願

請願者 長野県岡谷市山下町一ノ一〇ノ一
六 浜万亀彦

紹介議員 村沢 牧君

景気は足踏み状態が続いており、家計や企業の景況感に厳しさが増し、個人消費や設備投資にも影響を及ぼしている。金融機関に対する早期是正措置等から貸倒り等が一層厳しくなることが予想され、運転資金の確保など資金対策は一刻の猶予も許されない。取り分け、中小小売業者は大規模小売店舗法が廃止されることになれば、更なる影響を受けることが懸念される。

二、中小企業の緊急な資金需要に対する融資制度の拡充強化と金利負担の大幅な軽減を図ること。

三、急激な規制緩和措置から中小小売業者を救済し、経営体質の強化を図るための実効ある施策を充実させること。

第二六六号 平成十年二月九日受理
中小企業の緊急支援等に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田 竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第五五三号 平成十年二月十七日受理
中小企業の緊急支援等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市有井二四〇 北

請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛

紹介議員 永 峰男君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四五〇号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 大阪府池田市姫室町二二ノ一
小泉広子外九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

今、中小業者と国民は苦境のどん底にある。しかし、大企業や銀行は利潤追求を第一に法律を破り、経済を混乱に陥れて国民を一層の苦境に追い込み、政府も大企業や金融機関の乱脈経営を放置し、その一方で消費税導入、税率引上げなど国民を苦しめる悪政を行ってきた。政府・大蔵省と大企業・大銀行の責任の徹底追究、国民生活を圧迫する消費税の廃止一との国民の世論に政府はこたえつつ、緊急景気対策を実施しよう求めている。次は、次の事項について実現を図られたい。

一、中小業者の仕事を確保するための緊急対策を採ること。生活密着、福祉重点型の公共投資を増やし、地元の中小業者に優先的に発注すること。

第四五一号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 大阪府箕面市半町三ノ一四ノ四ノ二〇〇 野崎聖美外九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五二号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 奈良県大和高田市有井二四〇 北

井茂外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五三号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 奈良県桜井市桜井二七五 奥原郁雄外九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五四号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 大阪府池田市畑一ノ一九ノ二七 川西義之外二千五百八十一名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五五号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町二 山口美穂子外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 弘君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五六号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 大阪府堺市旭ヶ丘中町一丁五ノ七 鼻崎智美外九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

請願者 大阪府天王寺区勝山三ノ一〇ノ六

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五八号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 神戸市西区中野一ノ一三ノ七 西嶋祐子外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五九号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山西六ノ四九ノ三 八木幸夫外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四六〇号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市武庫町四ノ七ノ二〇 林悦央外九百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四六一号 平成十年二月十三日受理
中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 大阪府吹田市垂水町三ノ一二ノ三 柚田春男外九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

る請願

請願者 大阪府交野市郡津一ノ一七二七

紹介議員 大久保和彦外九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四六三号 平成十年二月十三日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町一七五ノ五

川本和則外九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三三号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ三ノ

三 武山剛外二百七十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三四号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 新潟県五泉市泉町二ノ三ノ一九

鈴木進外二百七十名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三五号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 新潟市四ツ屋町三ノ五、一二八

橋正紀外二百七十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三六号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 横浜市区中央二ノ五三ノ四 込

山幸雄外二百七十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三七号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 千葉県東金市川場一〇ノ一、〇三

七 小川敬治外二百七十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三八号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 新潟県新津市新町三ノ一四ノ六

佐藤ハル外二百七十名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三九号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 新潟市中山六ノ一六ノ一六 大坂

萬明外二百七十名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四〇号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字磯草五一 菅原

国夫外二百七十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四一号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 川崎市幸区鹿島田五一 和氣智恵

外二百七十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四二号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字浅根一一ノ一

小野寺定雄外二百七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四三号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉五ノ二四ノ二二

松井繁外二百七十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四四号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市十間坂一ノ三ノ

四三ノ三〇二 松塚キヨ子外二百七十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四五号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬一ノ四ノ二二

高橋和男外二百七十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四六号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸新田一九ノ二四

五十嵐英昭外二百七十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第八一五号 平成十年三月十一日受理

按本的不況対策に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 相川平

松

紹介議員 吉川 芳男君

我が国経済はバブル崩壊以来景気の低迷が続いており、二月に発表された経済企画庁の月例経済報告では、家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響して景気は停滞していると判断が示された。国は、景気対策として公共事業の前倒しや二兆円の特別減税などを盛り込んだ補正予算を成立させるなど各種対策を講じてきたが、景気回復への効果は現れていない。

については、内需拡大のための本格的な景気浮揚対策などを一日も早く実現されたい。なお、平成十年度予算が暫定予算となった場合においても景気浮揚対策、社会保障などの予算執行に万全の措置を講ぜられたい。

第一二四四号 平成十年四月八日受理

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町中央一四三

ノ三 宮沢次雄

紹介議員 村沢 牧君

三月の月例経済報告は前月に続き、「家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響を及ぼしている」として景気は引き続き停滞していると判断を示した。国は、公共事業の前倒しや二兆円の特別減税などの経済対策を実施した

が、依然として経済の先行きに対する不透明感は
払拭（ふっしょく）されず、より効果的な景気対策
が求められる。

ついで、個人消費の拡大を促す減税や公共投
資の拡充など内需を喚起するための積極的な経済
対策を早急に講ぜられたい。

第二五六号 平成十年四月八日受理

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二八一号 平成十年四月十日受理

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穩二、
二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二三二〇号 平成十年四月十日受理

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田
竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律案

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律
案

中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律

（中小企業信用保険法の一部改正）

第二二十五部 経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会会議録第三号 平成十年五月二十五日【参議院】

第一条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律
第二百六十四号）の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項第一号中「千万円」を「五千万円」
に、「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うも
の」の下に「（次号の政令で定める業種に属する
事業を主たる事業とするものを除く。）」を加
え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額又は出資の総額がその業種
ごとに政令で定める金額以下の会社並びに
常時使用する従業員の数がその業種ごとに
政令で定める数以下の会社及び個人であつ
て、その政令で定める業種に属する事業を
主たる事業とするもののうち、特定事業を
行うもの

第二条第一項第三号中「前三号」を「前各号」
に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第二条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律
第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千万円」を「五千万円」に、
「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うもの」の
下に「（次号の政令で定める業種に属する事業を
主たる事業とするものを除く。）」を加え、同号
の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額又は出資の総額がその業種
ごとに政令で定める金額以下の会社並びに
常時使用する従業員の数がその業種ごとに
政令で定める数以下の会社及び個人であつ
て、その政令で定める業種に属する事業を
主たる事業とするもののうち、特定事業を
行うもの

（環境衛生金融公庫法の一部改正）

第三条 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律
第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「千万円」を「五千万
円」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第四条 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年

法律第八十四号）の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項第二号中「千万円」を「五千万円」
に、「三千万円」を「七千万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は五月十三日）

一、中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律案

平成十年六月三日印刷

平成十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局